

平成27年第3回長与町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成27年 9月 1日
本日の会議 平成27年 9月 3日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 濱口 務 君 議事課 長 中山 庄治 君

説明のため出席した者

町 長	吉田 慎一 君	副 町 長	鈴木 典秀 君
教 育 長	黒田 義和 君	総 務 部 長	荒木 重臣 君
企 画 振 興 部 長	松尾 義行 君	建 設 部 長	森 浩平 君
生 活 福 祉 部 長	松浦 篤美 君	教 育 次 長	帯田 由寿 君
水 道 局 長	古賀 洋 君	会 計 管 理 者	和泉 嘉彦 君
総 務 部 理 事	田平 俊則 君	企 画 振 興 部 理 事	大津 鉄治 君
教 育 委 員 会 理 事	近藤 徳雄 君	水 道 局 理 事	道端 和彦 君
政 策 推 進 課 長	山本 昭彦 君	総 務 課 長	谷本 圭介 君
財 務 課 長	田中 一之 君	管 財 課 長	迎 英樹 君
収 納 推 進 課 長	帯田 俊文 君	企 画 課 長	久保平敏弘 君
情 報 管 理 課 長	谷本 清 君	都 市 整 備 課 長	松邨 清茂 君
管 理 課 長	濱 伸二 君	農 林 水 産 課 長	中嶋 敏純 君
福 祉 課 長	村田ゆかり 君	健 康 保 険 課 長	森川 寛子 君
介 護 保 険 課 長	富永 正彦 君	環 境 対 策 課 長	木島 英利 君
住 民 課 長	西平 隆邦 君	教 育 総 務 課 長	谷本 圭介 君
生 涯 学 習 課 長	栗山 浩二 君	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	山口 正 君
水 道 課 長	吉田 邦彦 君	下 水 道 課 長	道端 和彦 君
会 計 課 長	山口 利弘 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	松本 廣 君
監 査 事 務 局 長	森 省二 君		

会議録署名議員

6番 安藤 克彦 議員

7番 金子 恵 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 16時10分

○議長（内村博法議員）

みなさんおはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告順6、浦川圭一議員の①都市計画道路西高田線の今後の都市計画について。

②長与川の土砂堆積についての質問を同時に許します。

1番、浦川圭一議員。

○1番（浦川圭一議員）

おはようございます。

さっそく質問に入らせていただきます。

①都市計画道路西高田線の今後の都市計画について質問いたします。

本道路につきましては、以前より、議会の中で答弁等により、発言されている内容として現状の計画にあるルートの中で線路を跨いでループ橋を設置し、県道長崎多良見線に接続するというこの計画案については実施をしないということと、現在施工中の役場前の橋梁から西高田のフォーレツインキャッスル横付近で、既存の町道に接続するところまでの工事を平成28年度までに完成をさせたいということを示されています。

そういった現状を考え、今後の都市計画の手続について予測を立てますと、近いうちに計画の変更手続が実施されるのではないかと、その変更案が確定する前に、本道路の計画幅員について、現状実施してきております、17メートルの道路幅員が適正であるのかとの検証も含めて、再考願いたいとの考えで質問いたします。

以下の項目について答弁願います。

(1) 都市計画の変更時期はいつごろを予定されているのか。

(2) 西高田線の既存町道部分（まるみつパチンコ店前付近から西高田踏切）付近までの間でございますが、その計画予定幅員についてお示し願います。

(3) 県道長崎多良見線より分岐する道路のうち、道の尾方面から来た場合に、道の尾から長与ニュータウン入り口までの間で、比較的大きい幅員の道路として、次に示す⑦～⑩の平均的な幅員を参考までにお示し願います。

⑦町道高田越中央線。

⑧南陽台団地北口幹線道路。

⑨青葉台団地方面への県道。

⑩第2中学校登り口町道。

⑪長与ニュータウン登り口町道。

以上が①の質問でございます。

次に②長与川の土砂堆積について質問いたします。

長与川の維持管理については、長崎県の管理下にあるという理解のもと質問させていただきます。

昨年、施行されたその役場前の橋梁工事のうち、橋台、橋脚部分の工事期間については、一部長与川の稼働堰を倒して河川内の水を排除し工事が実施されていたと記憶しております。

今年度も右岸側の橋台の工事については、同様な作業で実施されるものと考えております。

水が排除されて川の底が露出した状態を見てみますと、土砂、玉石等が非常に多く堆積している状況であると感じております。

現状ふまえて質問いたします。

(1) 町はこの現状を見てどのように感じられておられるのか。

(2) 土砂等の堆積が進行していくことで、防災上の影響、上水道に係る影響、また、干ばつ時の影響と悪影響を及ぼすということはないでしょうか。

(3) 長与川の土砂等の浚渫工事については、長期間実施されていないと思うが、最後に実施されたのはいつでしょうか。

以上を質問いたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さん、おはようございます。

今日、最初の質問者であります浦川議員の御質問にですね、お答えをさせていただきます。

1番目1点目、都市計画の変更の時期はいつごろを予定しているのかという御質問でございます。

これは平成28年度中にですね、この都市計画変更の決定の変更ができないか、現在、その作業を進めておるところでございます。

2点目でございます。

西高田線の既存町道部分の計画予定幅員のご質問でございますけれども、現計画では議員が御指摘されましたとおり、北陽台高校から先、高田踏切まで車道3メートル、路肩1.5メートル、歩道4メートルで計17メートルの計画で、接道を行う県道長崎多良見線の16メートルより広い幅員となっております。

そこで、現在の歩行者及び自転車の通行量も含め、交通量調査を行い、この歩道及び路肩部分は狭くできないか検討を行っているところでございます。その結果を踏まえまして、今後は、県を初め、関係機関とですね、歩道及び路肩部分を狭くすることでですね、協議を行っているところでございますので、今の段階でですね、計画幅員は決まっておりますけれども、少なくとも17mよりも狭くしたいというふうに考えております。

次に3点目のですね、道の尾から長与ニュータウン入り口までの平均点の幅員という

ことでございます。

⑦の「町道高田越中央線の幅員」でございますけれども、これは車道が6メートル、路肩が1メートル、歩道5メートルで計12メートルでございます。

④のですね、南陽台団地北口幹線道路の幅員でございますけれども、これは車道が8メートル、路肩が1メートル、歩道5メートルで、計14メートルの広さでございます。

次に⑦の青葉台団地方面への県道の幅員でございますけれども、これは車道が5メートル、路肩が1メートル、歩道2.6メートルで、計8.6メートルとなっております。

次に、㊦の第2中学校登り口町道の幅員でございます。

これは、県道からウエルタウン区間は、車道を5メートル、路肩1メートル、歩道3メートルの計9メートル、それ以降はですね、平均で車道が5.5メートル、路肩が1メートル、歩道6メートルで、計12.5メートルとなっております。

最後の長与ニュータウン登り口町道の幅員でございますけれども、これは車道が8メートル、路肩が1メートル、歩道3メートルで、計12メートルとなっております。

次に大きな2番目、長与川の土砂堆積についてでございます。

1点目のこの現状を見てどのように感じるかということでございますけれども、議員、御指摘のとおり、土砂とか玉石などがですね、堆積をしておりますして、雑草が生え景観上よくないと感じております。

今後長崎県に対してですね、これは長崎県の範囲内ですのでですね、要望を行っております長与川河口部とあわせましてですね、浚渫の要望をですね、行ってまいりたいと考えております。

2点目のですね、土砂等の堆積による上水道に係る影響でございますけれども、現在の堆積状況ではですね、直接的な取水への影響というのがございません。

夏場等の河川水位が低下するときの取水につきましては、水位の状況に注意し対応してまいりたいとそうように考えております。

3番目の浚渫工事が最後に実施されたのはというでございますが、これは平成13年行われております。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

それでは、通告順にですね、改めて再質問させていただきます。

①の1番で、28年度中に変更ができるように作業を進めておられるということでございますけれども、

○議長（内村博法議員）

浦川議員、マイクを少し近づけてください。

○1番（浦川圭一議員）

28年度中に素案をつくる、計画を決定するように作業進めておられるということですが、その素案をつくっていくためには、いろんな機関との協議、例えば、警察とか県とかJRとかですね、地権者とか、そういった方々との協議がある程度見通しが立って、初めて素案ができていくものだっていうことで思っておりますが、そこらへんの状況については、28年度中までに間に合うような状況にあるということで、理解をしてよろしいでしょうか。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

今、議員が御指摘のとおり、一度、計画決定をしてこれを変更いたします。

そこには、当然、長崎県道路を管理している道路維持、それと都市計画、JR、警察等に協議を行い、1番ネックになっているのがJRの方でございます。

高田踏切のところの拡幅も含めてですね、そのところが、うまくいかないと、なかなか先にはこう進めないということで、現在、先月もJRと県の方にはお伺いをして、うちも計画の内容を御説明してですね、下協議に入っていこうというところで、今、着々と準備を進めてるところでございます。

ただ、一度、都市計画決定されたものを縮めるっていうのはなかなか難しくございまして、都市計画決定は町決定ですけれども、県の同意っていうのが必要です。

そこに向けて、今現在、努力をしてるところでございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

その協議はですね、大変ですね、大変だとは思いますが、ぜひですね、町の信念を持ってですね、相当、厳しいことも言われるかもしれませんが、頑張ってやっていただきたいというふうに思います。

次に2番目のですね、計画予定幅員についてでございますが、ここは、先ほどの答弁で、現状の計画予定は17メートルで、その答弁の中で、17メートルより狭くしたいと思っているとあわせてそういう答弁もいただきましたけれども、今回の私の質問の趣旨がですね、あまりにもちょっと大き過ぎるんじゃないかということで、そういう検討もされたらいかがですかという話に持って行きたかったけども、それに対して再質問も考えとったんですが、先に答弁の中でもう17メートルより狭くするように考えておられるということを答弁いただきましたので、町はどういった考えを持たれてですね、狭くしたほうが良いというふうなそういう考えにいたったのかですね、もしあれば、答弁を願います。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

狭くしたいってところの理由がですね、1番広い県道、この長与中央線でもそうなんですが、16メートル。

車道部分に関しては、どうしても車道部分、片側3メートルで路肩をいくらにとるか、歩道部分をいくらにとるか、ここを狭くしたいってというのは、歩道部分が現計画が4メートル、しかも、西高田の旧道ですね、までは、今の現在、歩道がないんです。

人の通りってというのも、調査をしまして、そこに4メートルの歩道があるのかなというのも疑問ではあります。

私が来たときには疑問はおもっております。

私も近くに住んでますんで。

そこで、車道の部分は狭めようとは思ってません。

だから、人通りがちょっと少ないような歩道のところ、ここの町道の役場の前とか、1番街の前とかそういったところの歩道よか広く要るのかなっていうのを再検討をし、そこを狭くして事業費も少し圧縮しないと今の現状ではなかなか厳しいのでないかというところで、現在、見直しの作業を進めておりますので、結果、幾らに縮めるってというのはまだの検討結果が出ておりません。

これも詳細に今、設計の方と委託を出して詳細を出しておりますので、それが決まり次第、計画決定の変更手続をとっていきたくて思っておりますので、今の現計画の17よつか縮めたいってというのが、先ほど、町長答弁にありましたとおり、まだいくらにするというのは、その歩道部分をいくらにするってというのが、まだ決まっておりますので、そこよか小さくしたいってというのが、今の現状の回答でございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

大体、わかりました。

私もだいたい同じような考えを持ってですね、今回、質問させていただいたわけですが、車道幅員を確保しつつ歩道をどうにか狭くできないかということで、次にですね、3番でそこをですね、ちょっと確認をしていただくという意味で3番の質問をさせていただいたわけでございますけども、この3番の中でですね、高田越中央線、それと、南陽台の北口幹線道路、第2中の登り口の道路ですね、それぞれこの先には学校があるわけですよ。

それで、このそれぞれの幅員が2.5メートル、2.5メートル、先ほどの答弁でいきますと第2中の登り口が1番狭くて1.5メートルですかね。

南小の登り口が植栽帯まで含んで2.5メートルということで、日々ですね、子供たちが1番多いのは朝の登校時だと思うんですけども、そういった中でも、私も町の方に職員におった時でも、余りこの狭いとかですね、危ないとかそういった苦情も聞いたこ

ともありませんしですね、日々こうスムーズに子供たちも通学をされてたんじゃないかなという思いがありまして、そういった中で今度の西高田線のところもですね、北陽台高校がありまして、北陽台の生徒さんたちが朝、多いときには固まって歩くのかなというふうな予測もしたわけでございますけども。

それでもですね、この4メートルの歩道が果たしているのかなというふうな思いがあつてですね、今回、こういう質問させていただいておりますので。

実際ですね、先ほど3つ申しましたけども、そういった中で、私が知るだけではそういった苦情とかあつておりませんが、どうですかね、そういった、どちら建設部局でも教育員会でも結構ですけども、あつておりますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

森建設部長。

○建設部長（森浩平君）

今の御質問ですが、苦情等は歩きにくいとか、歩道で狭くて歩きにくいとかいう苦情等は入っておりません。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育次長（帯田由寿君）

学校の登校時ですけども、1番多いのは、登校時なんですけども歩道の狭いということですね、いろんな住民の方からの苦情とかですね、そういうものはあつとりません。

ただ、どうしてもあの道路が通学路の中に狭い道路でありますので、どうしても、路側線だけでは、子供たちが通れなくて、ちょっと路線をオーバーしてですね、歩くということではちょっと御注意を受けたことはあります。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

ぜひですね、そういった道路の状況、子供たちの数とかですね、そういった状況も参考にされてですね、この西高田線の計画の変更によつてですね、参考に反映をさせていただきたいということだと思います。

ちょっと、次の長与川の質問に入らせていただきます。

まず、1問目の現状はですね、現状はわかりました。

感じられてる現状わかりましたけど。

2番目の答弁で上水道にかかわる影響は、取水への影響はないということで、お聞きをしましたけども、長与川の岩淵堰から上の部分というのは、多分、取水をされていると思うんですけども、ここについてはですね、一種この、利水ダム的なこう機能もある

ということですね、恐らく、現状、私が1番ひどいなと思ったのが、親和銀行の裏側の対岸付近の県道の下あたりが、もうかなり広範囲に島地みたいにですね、土砂が水面より上にあって、そこから草がかなりこう生えてるという状況なんです、このことは、水面より上にあるわけですから。

岩淵堰の1番高いところよりも上にもう土砂が堆積をしているというふうな状況にあるわけですね。

そういった中で、なんですかね、結局、貯水量的にみるとそういった部分がだんだん広がっていくと、貯水量はどんどん減っていくと。

そうなってくると、私が単純に考えればですね、その取水にもこういうものがだんだん広がっていくことで影響が出てくるんじゃないかなっっちゃうな気も考えはしてるんですけども、そこはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田水道課長。

○水道課長（吉田邦彦君）

議員が今おっしゃられたとおりですね、堆積物が高くなると取水にも、今後また影響が出てくると思います。

そういう観点ですね、水源確保のために、浚渫等が必要であろうかと今、考えております。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

ぜひですね、そういった今、今はその直接的なこの影響はないということだと思いますけども、長い目で見ればですね、いずれかは、何らかの影響は出てくるんじゃないかなというような、こういう予測もできますのでですね、ぜひ、そういう方面でも考えていただきたいと思います。

それから通告書ですね、防災上の影響とあとまた干ばつ時の影響、ほかにも悪影響があればということで質問をしておったんですが、ここについての答弁はどんな、あればお願いします。

○議長（内村博法議員）

濱管理課長。

○管理課長（濱伸二君）

長崎県の河川課の方に確認しましたところ、現在の堆積物の量では、断面が確保されてるという回答を受けましたので、防災上は現在のところ、支障はないという見解であります。

ただ、町の方としましては、一応、防災上よりも景観上もありますので、引き続き要望を追加して行っていきたいと考えております。

○1番（浦川圭一議員）

県の見解はそういうことであるということでございますけども、県の管理で県の見解がそういうことであるということでございますけども、前回の議会です、この橋梁の計画のちょっと話が出たときに、この取り付けの前面の長与町役場前の道路の取りつけで、橋梁が取り付け部分が60センチぐらい上がるということで説明をされましたけども、これはですね、河川断面はあくまでもその橋梁の形態で侵すことができないということで、県の強い指導があつてですね、これはもう安全上、完全にこれは必要なもので、これも当たり前の話だということで、私どもも聞とったわけですけども、例えば河川の上部でいけば、断面ちや河川の断面は結構あるわけですからね。

上部で、河川の上の方で、県の見解を聞くと相当やっぱり厳しく言うわけですよ、そういうふうに、河川の断面を侵すことはできませんよと町にしてみたらちょっと下げさせて、現状の道路の取り付けさせて下さいよぐらいな、それが1番工事費も安くあがりますのでですね、そうさしてもらったほうがいいんでしょうけども。

やっぱりその県の断面というのがあつて、河川の断面というのがあつて、そこを侵すことはできませんよということで、こういう橋梁の計画とかも相当厳しく言われておるわけですよ。

そういった中で、それだけの堆積物があるということは、通常流れる河川の断面というのを相当こう縮めとるわけですよ。

そういった中でも、防災上影響がないのかなと。

例えば、同じ雨が降って今ある堆積物が全然まっさらでない状態であれば、洪水もぎりぎりおさまったかもしれんけども、こんだけ泥がたまつたから、ちょっと、早い時間にその洪水の地点まで達して、溢れてしまったっていうのは、そういうことは考えられんのですかね。

町の職員の方にお聞きするのもあれなんですけど、私はそういうふうな感覚で思ったものですから、そういうことはないでしょうかちゅうことで、ちょっと質問させていただいたんですが、改めていかがですかね。

○議長（内村博法議員）

森建設部長。

○建設部長（森浩平君）

すいません。

管理課長、濱管理課長が申し上げたとおり、一応、県の方にも報告をして現地を見ていただいております。

現地を見ていただいた結果が支障がないということをお願いしておりますので、町としてもそういう県の方の管理でありますし、そういう技術的なものは、県の方がちょっと上の専門的な知識を持っていらっしゃいますので、そのように回答いたしました。

以上です。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

あのですね、最初の質問の中ではですね、今後、土砂等が進行していくことで、どうなんでしょうかという質問をさせていただいてるですね。

現状は大丈夫だけれども、今後、まだ、今からどんどんたまっていくこと、しばらくは大丈夫ということの判断でよろしいのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

森建設部長。

○建設部長（森浩平君）

しばらくという期間がどれくらいの期間なのかあれなんです、様子を見てですね、その今よりも堆積物が多くなったとかそういうことがあれば、県に報告してその確認をしていただくという対策をとってまいりたいと思ってます。

以上です。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

いま建設部の方で縷々お答えをしておりますけれども、私もこれは平成13年に最後の浚渫をやったということで、やっぱり、土砂は溜まってきてると思うんですよ。

私も、注意深く見てるんですよ、雨がひどくてね、そういった景観もありますけれど、それ以上にやはり事故がないようにということです、だから、これは県にですね、いつも観察しながらなんかあればですね、すぐ県に届けるってことですね、今のところの県のジャッジはそういうところでけれども、私どもも町を守る立場もございまして、水を守るという立場もありますのでですね、そのあたりは注意深くですね、県と連携することですね、やっていきたいと思っておりますので、そのように御理解いただければと思っております。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

現状については、理解をさせていただきます。

あとこの、長与川の河口部と含めてですね合わせて、浚渫の要望を行っていくということでは、言っていただきましたけれども、長与川の河口部もですね、ずいぶん前からですね、ずっと要望しておるようございまして、なかなか実施に至っていないというような状況でございます。

県がやっぱり危機意識を持っていただくことが重要だと思いますのでですね、こちらの上流側の浚渫も含めてですね、実行性が伴うようなですね、要請・要望等にですね、

ぜひ、努めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

森建設部長。

○建設部長（森浩平君）

そのように要望をさしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

それでは今日は答弁、町長の最初の答弁ですね、思っていたことをですね、かなりもう始めに答弁をいただきましたので、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で10時15分まで休憩いたします。

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順7、饗庭敦子議員の①防災について。

②介護保険事業についての質問を同時に許します。

5番、饗庭敦子議員。

○5番（饗庭敦子議員）

皆さんおはようございます。

定例会も3日目となり、皆さんもいろんなストレスを感じておられるのではないかと思います。

私も最初の方が30分早くちょっと終わられたので、心の準備が出来ず、ちょっとだけ緊張しております。

ストレスというところで、ストレス対処法をして、皆さんがストレスフルにならないようにしていただきたいなというふうに思っております。

その一つとして、適度な飲食というのがありますけれども、これを超えた過剰な飲食は逆効果になりますので、御注意いただければというふうに思います。

それでは、質問に入りたいと思います。

①防災について。

33年前の1982年7月23日、梅雨末期の大雨は、降り始めから翌24日までの総雨量572ミリメートルの降雨を記録しました。

特に長与町では観測史上最高の1時間で187ミリの雨量を記録し、土石流や山崩れなどが各地で多発いたしました。

昨年の広島市の土砂災害は、長崎災害以降の最大の人的災害と言われております。

また、各地では「これまで経験したことないような大雨」と表現され、甚大な河川災害が増えております。

気象警報や情報伝達手段は拡大に進展しておりますが、一人ひとりが防災・減災の意識を持ち、日頃から備えることが大切なことと思います。

そこで、長与町がどのように取り組んでいるかを質問いたします。

(1) 風・水・土砂災害危険箇所の把握と周知についての現状と課題をお伺いします。

(2) 防災訓練の現状と課題をお伺いします。

(3) 自主防災組織の指導・育成の充実についてお伺いします。

(4) 迅速な情報伝達手段としての SNS の導入について長与町の考えをお伺いします。

(5) 8月12日に大雨警報及び土砂災害警報情報が発表されましたが、ICTモデル事業をされてるところでの効果をどのように捉えられたかお伺いします。

(6) 長与町のBCPについての考えをお伺いします。

(7) 災害弱者への取り組みについてお伺いします。

大きく②番。

介護保険事業について。

介護の担い手不足を見越し、国は、介護保険サービスのうち、掃除などの簡単な生活支援をボランティアやNPOに担ってもらおうよう、市町村に求めています。

国からの求めは、昨年6月に成立した「地域医療・介護推進法」がきっかけです。

制度の見直しで、介護の必要度が比較的低い「要支援」の方々への介護サービスのうち、訪問看護と通所介護が2015年～17年度にかけ、市町村の事業に移行され、市町村が内容や料金を決めることになります。

国の一律のサービスから、市町村の事業になることで、「サービスの質や量に差が生まれるのではないか」との懸念もあり、さらに人口規模の小さい町からは「NPOやボランティアなどの資源が少ない」と不安の声も上がっております。

そこで、長与町がどのように取り組んでいるか質問いたします。

(1) 市町村への移管については、3年間をかけて行う予定ですが、長与町はいつの予定でしょうか。

また、取り組み体制はどのようになっているのかをお伺いします。

(2) 該当される高齢者やその家族の不安はとて大きいと思いますが、住民の皆さんへの周知計画ってというのはどのようになっているかお伺いします。

(3) 多様なサービスに対して見通しが立たない自治体もあると言われていた中、長与町の具体的な考えをお伺いします。

以上質問いたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、饗庭議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

1番目1点目の「風・水・土砂災害危険箇所の把握と周知についての現状と課題」についてでございます。

長崎県がですね、平成12年に作成いたしました土砂災害危険箇所55箇所、作成した、土砂災害危険箇所の資料を基にですね、長与町も地域防災計画に記載をしております。

その中におきましてはですね、土石流危険渓流箇所90、地すべり等危険箇所4箇所、急傾斜地崩壊危険箇所192箇所、山地災害危険箇所55箇所と。

こういうふうになっておるところでございます。

周知につきましては、平成17年にですね、長与町を三つの地域に分類しました長与町防災マップというのを作りまして、全戸配付をいたしまして危険箇所の周知を行ったところでございます。

去年10月には、危険箇所をよりわかり易く表示しようということで土砂災害ハザードマップというのを作りまして、自治会地区ごとに作成しまして広報誌やホームページ、

自治会回覧や窓口配布等により周知を行ったところでございます。

また今年は7月ですね、ちょうど平和記念の時だったんですけども、庁舎のロビーで長崎大水害の記録展示を行いまして、改めて土砂災害の危険性について注意喚起を行うとともに、ハザードマップの周知を行ったわけでございます。

今後、さらにですね、そういった徹底を図るために、わかりやすいハザードマップにするよう追加修正を加えまして、来年の梅雨時期前には全戸配布を行う方向でですね、進めていきたいというふうに思ってます。

現在、県が土砂災害防止法指定のための基礎調査を行っておりまして、28年度末にですね終了予定ですので、その後、土砂災害警戒区域等を明示したマップの大幅な変更というのがありますので、再度周知を図っていきたくて考えてます。

2点目の防災訓練の現状と課題ですけれども、この現状でございますけれども、現在42の自主防災組織が中心となっております、長崎市の消防局あるいは消防団と協力をいたしまして各地域で初期消火訓練あるいは避難訓練等を実施をしております。

昨年はこちらに延べ690名の方が参加をしております。

また、高齢化が今進んでおりまして、グループホーム等の介護施設が増加しているのが現状でございます。

そういうことから施設と消防団、地域住民との共同でですね、この避難訓練にも力を入れていきたいというふうに考えてます。

さらに、災害時に避難誘導の役割を期待される自主防災組織や消防団を対象にですね、災害の危険箇所や避難経路図を図面上で確認する、災害図上訓練こういったものも行っておるところであります。

地震に対する備えも重要であるということから、11月5日のこの津波防災の日ですけども、これには全町民を対象にJアラートですね、全国瞬時警報システムでありますけれども、それと防災無線を活用したところの緊急地震速報の情報伝達訓練を実施をしております、慌てず冷静に身を守る行動をとりまじょうと、そういった呼びかけをしております。

防災訓練の課題としましては、訓練のマンネリ化、あるいは若い人等の自治会離れ、こういったものが挙げられまして、参加者が減少しているというような状況もございません。

そういうこともございますので、若い世代を巻き込んでいくためにも、楽しみながら防災について学習できるような、そういった要素も取り入れた防災訓練のあり方というのが今後、必要なんじゃないかなというふうに考えています。

3点目の自主防災組織の指導・育成でございます。

この指導者の育成を目的としまして、毎年、町主催で自主防災組織を対象にした研修を行っております。

研修の内容としましては、長崎県総合防災訓練、防災関係施設の視察、災害図上訓練

の実施等です、多方面に渡っておるところでございます。

また、地域で防災リーダーとして活躍する人材の養成、こういったものを目的としまして、長崎県が実施しておりますところの県の防災推進員養成講座、こういったところにも参加を力を入れておりまして、今年度は町内から3名の方が受講されておりました、防災士の資格を取得をされております。

こういった内容の研修の充実に加えまして、自主防災組織、各種防災シンポジウムの案内、防災情報の提供等を強化していくことですので、防災意識の高揚に努めていきたいと。

そして防災リーダーとして活躍していく人材の育成を図っていきたくと考えております。

4点目のSNSの導入でございます。

現在、防災情報などですね、伝達につきましては防災行政無線、登録者へのメール配信、ケーブルテレビ等のコンテンツを通じて行っておるところでございますけれども、最近では防災行政無線が聞こえにくいというような地域、登録者以外へ迅速に情報伝達を行うための補完的なツールの一つとしてですね、ツイッターを始めとしたSNSの活用も注目をされておるところでございます。

SNSの特徴といたしましては、パソコンやタブレット、スマートフォン等、様々な機器から利用することができるわけでありまして、リアルタイム性があり、拡散スピードが速いということ。

不特定多数の方々に対して、情報発信が出来るということは、これはですねSNSの特徴としてはあるんじゃないかというふうに思っています。

また、行政側のメリットとしましてもですね、情報をされた後のですね、受信の閲覧履歴が残るというようなことでありますのでですね、大規模な設備投資、それから維持管理費用、そういったものはあまりかからないというところですね、行政側のメリットもあります。

町としましては、町の行事・魅力等の情報発信を始めとしましてですね、目的としまして、SNSの活用というのをやっていこうということで、今年7月末現在のツイッターのフォロー数は286名、それからフェイスブックが557名、ラインは904名が登録されておるところでありますけれども、SNS利用者の従来の登録制メールの利用者よりも若い世代が想定されるためですね、幅広い世代に重層的に情報伝達を行う手段としましてですね、今後もこの防災情報と、そういった中にもですね、このSNSの発信についても導入をしていこうということで、今後の検討課題となっております。

5番目のICTモデル事業の効果でございますけれども、身近な各種の情報発信というのがございますけれども、特に防災情報につきまして、警報・注意報がですね、発令された場合に、トップページに目を引くように表示され注意を喚起するという仕掛けになっております。

防災行政無線の内容もですね、文字として閲覧ということが可能となっておりますので、地域の皆様方には評価を頂いているんじゃないかというふうに思っております。

6点目の町のBCPでございます。

地震等の大規模災害というのは人家の被害だけではなくてですね、災害対策本部のある庁舎の倒壊とか、あるいは通信手段の断絶とか、職員自身の被災というのも想定されるわけでございます。

そういった時代にあっても、住民の生命・財産を預かる自治体の責務といたしましては、災害応急対策業務とですね、住民生活に密着した通常業務の両方はしっかりと守っていかなくちゃいけないというようなことでございます。

そういう意味で、災害時の行動指針について長与町地域防災計画の中で、色々と定めております。

BCPいわゆる業務継続計画というのは、この限られた人員で優先度の高い通常業務のみ行いながら、災害復旧を最優先に行っていくための、より実効的な行動計画であると私も理解をしております。

しかしながら、このBCPの策定状況につきましては、長崎県が策定しておりますけれども、現在のところ、県内市町ではまだ策定されていないというところが実情でございます。

これは一つにはBCPというのは、大規模な地震災害等を想定しているということですね、長崎県は比較的地震が少ないということで、そういった被害想定がしづらいということで、BCPの策定というインセンティブが働かなかつたのではないかなというふうに考えております。

町では災害時にですね、職員が被災して、人員が不足した場合、あるいは物資供給が滞った場合でも円滑にですね、災害復旧が行えるようですね、このBCPとは違う意味で、災害時の協力体制というのを強化しております。

それは、九州地方整備局とかですね、近隣市町との災害時相互応援協定というのを結んでおります。

そして民間業者との物資供給・ガス供給、こういったものも協定なども締結してやっているというのが実情でございます。

BCPの策定につきまして当面、県内の動向を見守りながらですね、検討していくというようなことでございます。

7点目の災害弱者への取り組みでございますけれども、災害時には高齢者とか、災害者、障害者の方々ですね、災害弱者というのが犠牲になる可能性が高くなるわけでございます。

こうした災害弱者の円滑な避難の支援を目的としまして、平成25年6月にですね、災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者名簿を作成することが町に義務づけられておるところであります。

これを受けまして、町では支援が必要と思われる方に対しですね、名簿の記載の同意の意思確認を行いました。

その結果としまして同意者は435名の方がいらっしゃったということでございます。今年3月末には名簿が完成をしております。

避難行動要支援者名簿というのは警察とか消防団、民生委員児童委員、自主防災組織等の避難支援関係者への事前提供が可能となりますので、災害時は不同意者も含めた名簿提供は可能となるということでございますけども。

しかしながら、名簿というのは個人情報が含まれておるということでございまして、厳格な管理が必要だということでございます。

現在、運用ルールと名簿の更新方法についてはですね、関係各課と協議を行っていきたいというふうに思っております。

今後、運用ルール等が完成すれば、地域の避難支援関係者に速やかに名簿の提供を行いまして、地域の中でも災害弱者の見守り体制及び避難体制を拡張してまいりたいというふうに思っております。

避難所につきましても、災害弱者への取り組みを行っております。

通常の避難所ではですね、避難生活を送れないような特別な配慮が必要な方のためですね、町では今年2月に町内に2箇所の介護施設と福祉避難所の協定を締結をしております。

町も、今後ともですね、地域包括支援センター、介護事業所等とですね、協力しながら災害者等の避難生活の支援に継続して取り組んでいきたいというふうに考えております。

2番目の大きな介護保険事業のところでございますけども。

制度見直しに伴う取り組みの予定、体制というのが1点目がございまして、国は「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」を新しくつくりまして、介護予防給付から訪問介護と通所介護、これを、議員おっしゃったように、地域支援事業へ移すということになったわけでございますけども。

地域支援事業では、これまで「一次予防・二次予防事業」となりましたが、これをですね、「一般介護予防事業」とですね「介護予防・生活支援サービス事業」と、そういうふうに新しい事業への転換ということを地域支援事業でやっていこうということでございます。

これは活動的な高齢者、それと高いリスクを負った高齢者、こういった方々が一緒になってですね、住民自身が運営する活動を地域で行いまして、人と人とのつながりというのをですね、より重視した事業にしていきたいということでございます。

本町におきましても3月議会で可決をいただいておりますので、平成29年3月31日までの移行を予定をしております。

また体制につきましては、介護保険課におきまして、事業遂行に必要な人員を配置を

するというふうにしております。

2点目の周知計画につきましてはですね、同様に平成29年3月31日までの移行に合わせた周知が必要と考えております。

次に3点目の長与町の具体的な考え方ということでございますけれども。

特に団塊の世代を始めとする高齢者が増えることに対しまして、対処療法ですね、こういったものにならないように前段で、この「支援が必要とならないよう」また、「支援の時期をできるだけ遅らせる」ようなそういった施策。

つまり予防ですね、予防に重点を置いた対策が必要だという認識でございます。

その為に市町村の独自のですね、対応がより多様なサービスを提供することができるようにですね、市町村独自で、このサービスの内容、単価、利用者負担、こういったものを設定していくという施策に変わるということであります。

そういう意味合いでございます。

これによって、国の基準ではどうしても支えきれなかった要支援体制というのが、市町村レベルで地域事情に合ったサービスを受けること、そういったものができるんであります。

またサービスの提供がですね、これにつきましても指定事業者に限らず、地域の主体的な取り組みによる多様なサービスの提供がしやすくなるんじゃないかなというふうに考えております。

しかし、議員がおっしゃるようには一方では、サービスの質や量についてですね、地域によって格差が生まれんじゃないかと。

そういった不安要素があることも事実でございます。

どのようなサービスを、どのような仕組みで提供し、利用者負担をどのように設定するのか、非常にこの問題、デリケートな問題と考えております。

具体的には、これまで本町が実施をしてきました「介護予防事業」の実態と成果を踏まえながらですね、本町における社会資源を活かした、本町独自の取り組みを模索していきたいと。

それと共にですね、国内、県内の動向、あるいは先進事例の調査、また近隣市町の進捗状況についても十分精査しながら、慎重に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に防災についてのところで。

土砂災害ハザードマップなんですけれども、御説明があったように、この地区で、地域ですとこういうものをされてると思うんですけれども。

これが非常に分かりにくいのではないかと。

箇所は全部書いてありますけれども、なかなか、町民の皆さんが把握するのには、把握しにくいのではないかと思ってるんですけれども。

そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

お答えいたします。

御指摘のように、土砂災害ハザードマップ、航空写真をもとにしまして、それに大事な所を記載をしてるわけですが。

範囲が狭くなっておりますので自分の所はもちろん分かるんですけれども、全体的な広い範囲ではなかなか把握がしづらいという問題も抱えておりますので、今後はその点を改良していきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

具体的にはその改良点としてはどのような形でされる予定でしょうか。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

地区別に今は作っておりますので、自分の所から近い箇所の避難施設、あるいは緊急避難場所しか記載がされておられませんので、先ほどもちょっと言いましたけど、少し距離を離れた所ですね、実際広範囲で土砂等が災害等が起こることも想定して、少し距離をとって、また広範囲で分かりやすく、そして場合によっては航空写真というのは、なかなか着色の関係で見辛い場合もございますので、地図型式等によっても検討できないかということを考えております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

そうですね。

もっと見やすいように改良されるということですが、もう一点、なんか防災マップもあるということで御説明があったかと思うんですが。

この防災マップ作りっていうのが最近、住民の皆さんに御協力いただいて、ここが、こうなんですかね、危ない場所ですよ、ここが避難場所にはできますよとかいうのをしたら良いんじゃないかというのが、最近、新聞等でも報道されてるかと思うんですが、そのあたりも盛り込んだ防災マップなんですか。

今の防災マップがちょっとあまり目に、全戸配布とは言われましたけども、目にしたことがないんですけれども。

そのあたりはいかがでしょう。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

防災マップの方はですね、かなり前になりますけれども。

平成17年、この時に町を三つの地区に分類いたしまして作成をし、配付をさせていただいております。

それは地図形式の上にプロットしておりまして、逆に全体と言いますか範囲が広過ぎて分かりにくいという点もあったかと思えます。

先ほど新聞の話も出ましたけども、先日も新聞に載っておりましたけれども、県のホームページ等で非難場所とか危険箇所については、見ることができると。

当然、市町村に確認すると具体的にもっと分かりますよと記事も載ってかと思えますので。

そういったことも踏まえまして、とにかく分かりやすく、そして、距離が大体自分の家からどれぐらいあるのかとか。

そういったこともすぐ分かるようなことでいろんな観点から整備を進めていきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

是非、分かりやすくしていただきたいと思えます。

先日8月12日に大雨があった時に、長与町でも崖崩れがあったかと思えますけれども、それがこのハザードマップとかで危険箇所ということで指定されていた場所なのか、お伺いします。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

8月の12日、かなり大きな雨が降っております。

これについては、道路、山の中の道路とかそういった所ございまして、そのハザードマップに入ってるかどうかというのは、今確認はしてないんですけれども、現在、うちの方であった時に、その災害復旧に私達はこう奔走してしまいますので、そこが指定区域というのは全然把握はしておりません。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

あった場所は丸田郷、平木場郷かと思えますけれども。

やはり危険箇所を指定しているの、その危険箇所をより未然に防ぐことが必要かと思えますので、あった場所が危険箇所だったら、なぜ未然に防げなかったのかというところが、その災害を予防する、減災につながっていくかと思うんですね。

だから、あった場所は必ず確認が必要かと思えますけれども。

いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

森建設部長。

○建設部長（森浩平君）

御指摘のとおりですね、一応うちの方は壊れたらその修理を行かないといけないと、安全確保をしないとけないということが先にいたしますので、なかなかその、今おっしゃるとおり、ハザードマップに押してる、なってる地区なのかどうなのかというのはちょっと把握してないので、今後はそういうのを対応をですね、関係課と取りながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

是非、災害につながる、災害なる前にですね、予防できるようにお願いしたいと思います。

やっぱり災害なる前っていうことで、防災訓練の所で災害図上訓練とおっしゃったと思うんですけども、実際の総合防災訓練として、長与町での取り組みがないのか、お伺いします。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

図上訓練ですけども、それは例えば自分の家から避難場所までの実際の経路はどのようになっているかというのを確認するとか、そういったものの訓練でございます。

御指摘の、町として全体的な訓練はないのかということですが、なかなか全体として動くには色々な調整が必要でございます、今のところは、各地域によつてですね、特に自主防災組織の皆さんの御尽力とか、あるいは地元の消防団の方々の御協力でございます、訓練等さしていただいている状況でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

最近の災害はですね、いつどこであるか分からないというような災害が多いと思うんですね。

だから、ま、日程的に難しいとかいろいろあおりかと思うんですけども、今までも同僚議員の中からも防災訓練については、随分質問があったかというふうに記憶しております。

それで、やはり命を守る、意識を向上するという意味ではですね、町は挙げてやると。全員参加できるとはとても思えませんけれども。

そういうことを考えていった方が良いのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

議員さんおっしゃるとおりでございます。

全体できちんとしたものはある程度、訓練することによって、いざという時には当然非難が順調に進むわけでありますので、色々な諸問題はありますけれどもできるだけ、近い将来にですね、そういったことができるように検討してまいりたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

9月1日が防災の日ということで皆さんご存知のことと思います。

国でも首相が先頭に立って訓練を実施して、防災意識を高揚されました。

町全体としてはされてないということですので。

あとその学校とか、企業とか自治会というところで防災の日ということで防災訓練があったかどうか、お伺いします。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

9月1日の防災の日でございます。

ニュースでも、全国的に報道されておりましたけれども、各地域で実際9月1日、平日でございましたので防災の訓練等をやったということに関しましては、申し訳ございません、現在、報告は受けておりません。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

やはりですね、防災の意識というのは必要かと思えます。

9月1日から新学期が始まったってということもおありでしょうけれども、学校でもやっぱり子供の命をどう守るかっていうのは重要で、東日本大震災の時にですね、色々な形で、先生方も悩まれたでしょうし、子供さんもどこに逃げたらいいか。

それによって生死が大きく違ったと思うんですね。

そのあたりも踏まえて、やはり学校としても取り組むべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

議員ご指摘の通りだと思います。

9月1日がどうしても2学期の始業式とあたってしまうために、9月1日を以て取り組むということはなかなか難しい所ではございますが、それぞれの学校が学期1回以上はですね、様々な状況を想定しての避難訓練等、その中で防災意識を高めさせていきたいというふうに考えます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

そうですね。

是非あの、子供の頃からですね、防災に取り組むという姿勢を育てていただければと思います。

前回の6月議会の最終日に、ここにもテレビ報道も入った時に、緊急アラートというのが鳴り響いたかと思いますが。

その時に、ここの議場でも何も対応せず、そのまま続行されたというふうに思います。

その所について、どうお考えかお伺いします。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

全国瞬時警報システムいわゆるJアラートでございますが、お話のとおり前回の議会中にも鳴りましたが、実はこれ度々、大規模ではないですけれども、実際の担当者を対象にですね、情報伝達の訓練というのは行っております。

国から放送が来るわけですけれども、ただ残念なことになかなか不具合が多くてですね、そのせいもありまして、度々年に何回も訓練をやっている状況でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

不具合はあるでしょうが、その鳴った時の対応としては、何かしらしないといけない

のではないか。

それがただ、鳴ってるねって言うだけではなく、そこには、ここで一旦とめて確認を
するとかですね。

ここ皆さん、主要な方が皆さんいらっしゃるわけですから。

例えばここは窓もないですし、外で何が起こってるか分からない状況ですよ、と。

なので、ま、私もいたのでその時に提案としてね、出さなかったのは非常にいけな
かったんじゃないかなって言うふうにするんです。

それがやっぱりあの災害の意識だと思うんですね。

日頃の、鳴ってるけどいつもの何かかな、と思うと意味がないわけですから、そうい
うところから意識づけが必要かと思うんですけれども。

いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

おっしゃるとおり、これが度々訓練ということで、慣れっこになってしまっただけは意味
がございませんので、空振りでも構いませんので、今後はJアラートが鳴った場合には
ですね、どういう行動をとるかっていうマニュアルも含めてですね、検討していきたい
と思います。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

はい、是非、お願いしたいと思います。

それでは自主防災組織っていう所で、自主防災組織が42自治会と言われたけど、調
べた時には、この町防災計画に43と書いてあったような気がします。

ま、数はいいんですけれども。

その自主防災の分での訓練というのは自主防災組織に任されてるかと思うんですけれ
ども。

町としても何らかの関わりを持ってこの指導をしていかないといけないのではないかと
思うんですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

自主防災組織の訓練、今のところはですね、その組織自体が主導しまして、あと地元
の消防団等の御協力で訓練等を行っている状況でございます。

御指摘のように、今後は、町としてもですね、そういったことにきちんと参加をして
ですね、こういった所に問題点があるのかとか改善の余地があるのかっていうことも、

確認する必要があると思いますので、そのような考えで進めていきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

それと自主防災組織がない自治会も何自治会はあるわけですから、その分は自主防災組織で訓練とかもされないの、その分はどのような関わりで町がするようになっていくか、その住民の方の安全。

組織がないからですね、どのような形でされてるのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

自主防災組織がまだ未組織の団体が幾つかございます。

勿論そこに関しましては、おっしゃるとおりその自主的な訓練等ができてない状況ですので、当然毎年自主防災組織の結成に向けてですね、御案内をしてお願いをしてる状況でございますけれども、まだ組織を作るに至らない所に関しましては、町の方で積極的に関与してまいりたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

そうですね。

やはり住民の安全を守るのが町の役割だというふうに思いますので、是非やっていただきたい。

それともう一つはコミュニティーというのが五つあるかと思うんですけれども、そこにも90万円の補助、町の方から出されてるかと思えます。

そうした時にその中で地域防災に取り組むという所は、どんな所をされてるのか、把握されてるんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

大津企画振興部理事。

○企画振興部理事兼地域政策課長（大津鉄治君）

コミュニティーに対する財政支援で90万、助成をいたしておりますが、その用途については限定をしております。

コミュニティーの方で独自に活動計画に沿って、計画的に人を使っておられるということでございます。

その他にその防災関係として、特別に言う事ではございませんが、各コミュニティー、各四つの部会とか、そういうの中で、地域づくりあるいは環境づくり、そういう

中で、防災についても、各自治会も参加されておりますので、そういう中でも色々な防犯上、防災上、そういった中でも含めた協議、あるいは活動されているものというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

是非ですね、そのコミュニティーのいろんなものを使って良いとは思いますが、防災意識の向上にも、全コミュニティーとしていろんな形で、コミュニティー同士の繋がりとかいうのでもしていかれてはどうかというふうに思います。

次にその情報の伝達手段として、今現在、防災無線と登録メールとケーブルテレビということでございましたけれども、フェイスブック、ライン、ツイッターと件数も増えてるってことでしたので、是非この中にその防災情報を取り入れていただきたいなと思うんですけれども、検討していくとはおっしゃってますけれども、いつ頃かに実行できそうでございますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

情報伝達の方法としまして、議員御指摘のSNSは大変有効だとは分かっております。

今現在ですね、先ほどの答弁の方にも、町長答弁にもありましたけれども、904名の方等が登録されていた、特に若い世代の方がですね、登録をされてますので、防災行政無線のメールの登録が今955人程ですけども、是非このSNSの方にもですね、積極的に防災の伝達手段としてですね、加えていきたいと考えておりますが時期についてはまだ、これからいろいろ担当部局との協議もありますので、はっきりはお答えできません。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

時期は確定してないということでしょうけれども、積極的に取り組んでいただきたいなというふうに思います。

こういうSNSもすごく今発達しておりますので、いろんな所で活用できる時にはすぐ取り組める体制がとれてたらなというふうに思います。

そしてこの情報の所で、町長が前公約に上げておられていた、タブレット配布っていうので防災の情報もこう得られるからっていうふうに言われてたと思うんですけれども、そのあたりはどのようになっているかお伺いします。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

タブレットのお話ですが、内部で検討いたしました結果ですね、事業費が多額に上ること、それと、やはりアプリケーションが定期的にですね、更新されるといったこと、それと通信費の問題等もございまして、それについてはですね、一応現状では取り組んでおりません。

ただ、それに変わるものとしてですね、ICTモデル事業を今取り組んでいるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

費用の問題もおありかと思えますけれども、公約として挙げておられたので、出来ないという理由は町民に伝える必要があるかなというふうに思います。

今言われたICTモデル事業なんですけれども、前回その8月12日にといた所で、注意を喚起したということでもありますけれども、この結果どうであったかというのは、意見を、モデル地区の方に意見を頂いて、その時の問題点、良かった点というのは公表すべきであると考えますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

8月12日にどうだったかという形ですね、限定した形で、皆さんに御意見をお伺いしたということは、現在の所ですね、やっております。

ただ、トップページにですね、常に注意報、警報等ですね、現在はありませんと。

もし発令された場合はそれがですね、何々が発令されましたというのが、文字が流れるような形で注意喚起をするようになっております。

それと、答弁にもございましたが、なかなか聞こえづらいという御意見を頂戴しておりますが、防災行政無線をですね文字情報として確認できるという機能がございます。

これについてはですね、非常に便利だという御意見を頂戴しております。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

私がお伺いしたいのはその時の状況で、効果を確認しないとイケないのではないかと。

いつもICTモデル事業の話が出るときには、防災が1番ですよということで入れてみましたというお話だったと思うんですね。

だから、あった時には確認。

もう一つ8月25日もですね、台風15号が来たので、その時も警報が出されて、避難しましょうという情報も出されたと思うんですね。

そのあたりについても確認を行われてるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

I C Tモデル事業は、双方向の情報伝達機能を活用しまして、簡易の見守り、それと行政から利用者の皆さんへの情報伝達、それと逆のですね、利用者の皆さんの情報発信という機能がございます。

これにつきましてはですね、モデル事業でございますので、その効果測定を行わないといけないということでございます。

これは今月にですね、利用者の皆さんに対してアンケート調査を実施するというようにしております。

この中で、先ほど申し上げました簡易な見守り機能、それと役場からの情報伝達機能。それに含めましてこういった形ですね、警報、注意報の発令の状況等の効果についてもですね、合わせてその中でお尋ねしたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

私が申し上げてるのはタイムリーに分析し、評価し、公開が必要ではないかということなんですけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、話がありましたけれども、この災害とかこういったものはいつ起こるか分からないっていうのが実情でございます。

今現在I C Tモデル事業でやっておりますのは、これは恒常的にやっております。

その中で一つは、お年寄りの方々の見守りということが一点と、それからそういった避難情報等で發揮できるかというところでございます。

こういったものにつきましてはですね、やはり検証というのが必要ですので、そういったものもきちんと出しながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

なかなかちょっと、私が聞いてることと答弁が違うようにも感じるんですけども。

やはりタイムリーに進めて色んなことに対して、ものが起こったときに検証する唯一のチャンスじゃないかと思うのでですね、そのあたりも考えていただければというふうに思います。

その次に災害弱者への取り組みということで、今の要支援者の名簿ができてるところなんですけれども。

名簿が3月にできて、未だにその関係者には公表っていうか、その部分だけを渡して行ってないということなんです、今のように8月12日、25日と、災害が、避難対策とかいろんな形で出てますけれども、そのあたりを、弱者の方を先に誘導するにはそういう名簿が必要かと思うんですけども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

要支援者の名簿につきましてはこれは基本的には、その名簿に掲載された方を優先的に救助に行くというものではございませんで、特に災害等が起きた場合にですね、その安否確認に使いたいというのが1番の目的でございます。

現在、3月末に名簿ができておりますけれども、これもやはり随時修正、追加とかですね、していく必要がございますで、またその運用につきましても事前に、その関係の限られた部署ですけれども、警察とか消防とかですね、あるいは自治会なんですけれども、それらの方々ですね、どのような形で提供するのかという、まだルール作りがですね、きちんと出来上がっておりませんので、関係の部局で先日ぐらいから何度か協議をしている状況でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

その名簿作りは、もう大分、昨年度、その前ぐらいかな、ずっと言われててやっと完成したっていうことではと思うけど、その安否確認だけで、その災害弱者の方が避難されるときに、どんなふうな形で、支援をする人ですね、どんな形で支援をする人がしたらいいのか、その要支援者がその地域にたくさんいらっしゃると、ボランティアの方もたくさんいらっしゃらないと避難できないと思うんですけども。

そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

要支援者名簿の次の段階といたしまして、その名簿に掲載された方をどのように一人一人、どのような経路でどの通路で避難所まで連れて誘導するかという計画を今後は当

然作っていかなければいけない課題でございます。

現在のところはまだ名簿ができたばかりでございます、それに追加、修正も加えていく必要がございます。

町全体ではないんですけれども、自治会によりましてはですね、自治会の中の誰々さんにはご近所々さんの誰々さんが安否を確認に行くっていうことのルール等ですね、作っておられる自治体もあるとは聞いております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

災害が増えている中でそれは急がないといけないことかと思っておりますので、是非あの、早急にですね、取り組んでいただければというふうに思います。

次に、介護保険事業のほうにいきたいと思っておりますけれども。

29年の3月31日までで移行するというものではございましたけれども、この中で、体制としてどのようにしてるのかという所で、第6期介護保険事業計画の中では、生活支援サービスを提供するボランティア、NPO等多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供を構築する必要があると書かれておられますけれども、現在から取り組まないと3年ももうないですから、そんな簡単にボランティアの方がすぐ行動できるとかですね、いろんな支援をするには、いろんな知識も必要かと思うんですけれども、それをどのような形で今から取り組まれる予定でしょうか。

○議長（内村博法議員）

富永介護保険課長。

○介護保険課長（富永正彦君）

今の御質問でございますけれども。

今既にですね、介護予防事業の中におきましても、地域支援事業ですね、その中におきましても、めだか85であるとかですね、お元気クラブ、いきいきサロン等々、地域でのボランティアの方に活躍をさせていただいて、実施をしてくれておる事業が既にございます。

もちろんこれを中心としてですね。

これをさらに、他の民間事業所、あるいは医療介護連携も含めたところで有機的な連携を図りながらですね。

更に充実をさせていきたいと。

いう方向で今のところ考えております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

今されてるめだか85とかに参加されてる方をボランティアとして、そのマンパワー

にされるということでお考えなのかなとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

富永介護保険課長。

○介護保険課長（富永正彦君）

はい、先ほど答弁いたしましたとおり、現行のですね、現行活躍をさせていただいている方、もちろんそういう方々を中心にしまして、さらには、地域見守り等をやっている自治会等もございます。

もちろん民生委員さん、社協とかですね、そういう既存の資源をですね、十分に連携を深めながら、様々なサービス、多様なニーズに応えていきたいということで考えおります。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

今の介護要支援1・2でかかってらっしゃる方のサービスの低下にならないためには、かなりの方のボランティアの方が必要になってくるのではないかと思います。

現在今、福祉協議会でボランティアさん登録されてる方もたくさんいらっしゃると思うんですけども、それに関して、町としてどんなふうに関与されてるのか。

そのボランティア団体、登録されてる団体に、今後その介護事業に、出来るような形にしていくのか。

そういうところはどのようにお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

富永介護保険課長。

○介護保険課長（富永正彦君）

今回の制度改正の中ではですね、議員ご承知と思いますけども、先ほど町長答弁でもございましたように、団塊の世代を中心とした高齢者が急激に増えていく。

なおかつ相対的に見ればですね、現役世代が圧倒的に減っていくというような状況でございます。

長与町におきましても、平成26年度末でございますけども、65歳以上の介護保険のいわゆる1号被保険者の対象者が9,420人、のうちですね、認定者支援介護の認定者が1,741人という数字になっております。

で、差し引きますと7,679人という方が支援介護認定を受けられてないわけですが、逆に言うと、4万2,000の人口の中で、7,600人の元気な高齢者がいらっしゃるということの裏返しでございます。制度的にも、こういった方々に活躍をさせていただいて、支援の担い手としてもですね、活躍をしていただければということで考えていきたいと、いうことで考えております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

その担い手になる方を、今から、そのボランティアの組織とかですね、ふうに作っていく必要があるのではないかと。

そんな急にはできないと思うんですね。

団塊の世代の元気な高齢者の方にさせていただく。

高齢者が高齢者を支えるということがこの目的でもあろうかと思うんですけども。

そのあたりをするにはもう今から取り組む必要があると。

募集かけたから、わあっと集まって、じゃ出来ますよってということではないわけですよ。

掃除とか家事の分担もしますし、今の段階の世代の方はそういう環境で育ってこられてないのではないかとと思うんですね。

そのあたりはどうお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

富永介護保険課長。

○介護保険課長（富永正彦君）

議員がおっしゃられるとおりですね、今既に訪問介護、あるいは通所介護、訪問介護におきましては掃除とかですね、生活支援の部分。

身体介護できませんから、予防においてはですね。

その部分についてのサービスを行っているところです。

で、今議員が言われたように、訪問介護に係る分につきましてはですね、現在の状況では、結構厳しいというふうを考えております。

というのは、あるボランティアさんがあるお宅に行って掃除をして帰る。

それをですね、3者的に管理することがかなり困難だというふうを考えております。

そのあたりの既存の事業と同様にですね、現在の指定事業者が行っているサービスが中心になっていくであろうということで想定をしております。

もう一つその通所介護の部分。

こちらの方についてはですね、先ほどからお話をさせていただきました、出かけて行く場所ですね。

お元気クラブであるとか、めだか、そういうところでも構いませんけども。

生き生きサロン中心、そういう所にですね、出かけて行く先、その場、出かける場の確保、そういうものを中心にですね、既存のそういうサロン等々を活用を發展させて、そこにできるだけ引きこもったりとかですね、そういう方々を出てきていただくことによって、更に介護予防を図っていきたくと。

そういうふうな方向で進めていきたいというふう考えております。

議員御指摘のとおり、時間がかかなり掛かるであろうと。

それは一人一人のですね、町民の皆様にボランティアになってくださいということですね、呼びかけもしますが、基本的には先ほどお話しした既存の資源を活用させていただいて、例えばサロンの方々が1人でも増えていくようなそういうふうな充実のさせ方を図っていきたいということで考えております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

はい、そうですね。

その充実は勿論必要かというふうに思います。

で、昨日の新聞、9月1日の新聞に、大村ではその住民運営のデイサービスを作る、それに向けて作るというふうに、ありました。

これは介護予防に地域の力を、いうことで出されております。

やはり、町としてもそういうことを考えていかないといけないのではないかなと思うんですね。

今されてるのも勿論強化していくのも必要かと思うんですけども、新たな発想がないと同じサービスは事業所に求めてもそれだけ同じ金額が本当に町として払えるのかな。財政の問題にもなってくるかと思うんですね。

今は国が払ってるので、払えると思うんですけども、同じサービスに同じ分だけ払うっていうことは、町の財政をどこかから作り出さないとじゃないけど、そこに負担をかけないといけないかなというふうに思うんですけどもそのあたりはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

富永介護保険課長。

○介護保険課長（富永正彦君）

今回の制度改正における今の生活支援の総合事業、この部分につきましてはですね、あくまでも財源的には、介護保険制度の中で構成をされておまして、現行の給付費と同じレベルでですね、国が25%、県と町が12.5%。

あとその1割保険料と2号保険料で賄うという財源につきましては、一定担保をされているというふうに考えております。

ただ、今回の総合事業での大きな特徴は、先ほど議員が御指摘になりました住民マンパワーの活用、そしてそこを今まで指定事業者のみにしか契約できなかった部分、主体ですね、サービスの主体の所がですね、より多様なサービスの主体が考えられる対応できるようになったというふうに考えていただければ。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

でも、そもそもはその介護保険の中からそれを外して介護保険の負担を減らしましょうっていうのが、国の目的かなと思いますので。

その財源として町がそれをそれにあてるということになるのか。

ちょっとそのあたりが、ちょっと理解はできなかつたんですけども。

その財源は国からでてくるものじゃなくて、地方でその要支援と要支援1という要支援2の人は、地方で考えてしてくださいよっていうことかなと思うんですね。

その分、保険事業分の負担を全体的な介護保険という枠を減らしましょうよっていうことが目的だったかなというふうに思うんですけど。

その財源のところ、もうちょっと私も勉強していきたいというふうに思います。

で、その中で要支援1・2の方が、今の現在ですね、認知症の初期の方も結構いらっしやると。

これが制度的になくなると、なんというんですかね、審査をしないわけですから、認知症の初期の方をね、発見が遅れるのではないかという懸念の問題もあるんですけども。

そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

富永介護保険課長。

○介護保険課長（富永正彦君）

はい、認知症初期の段階。

先ほど、要支援の対象者が減っていくという話もございましたけども。

今回、その総合事業の中ではですね、介護保険の中で大きく地域包括ケアシステムという言葉も出てまいりましたが、その中では認知症施策というは5つ柱の中の大きな一つとなっております。

先ほど若干話しましたが、医療介護連携の中においてもですね、認知症に特化した集中支援チームの設立、そういうものも市町村に求められておりますので、そちらのほうで十分にフォローはできるものと考えております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

あとこのような制度ですね、皆さんに周知していくことが必要かなというふうに思うんですね。

まだまだ決まってないことがあるので、なかなか周知できないというところもあるかと思うんですけども、分かってる段階で結構やっぱりこう高齢者の方どうなるんだろうと心配してると。

今、要支援1・2で通ってるけど通えないんじゃないか、サービスが低下するんじゃないかという御心配もおありのようですので、この周知の方法がすごく大切かと思うん

ですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

富永介護保険課長。

○介護保険課長（富永正彦君）

住民の皆様への周知につきましては、できるだけ早いほうがいいということで考えております。

ただ先ほど町長答弁でもございましたように、今回の制度改正におきましては、サービスの内容、単価、その給付関連につきまして、全てをですね、決まってからでないと、なかなか表には出せない内容と、いうことで考えております。

早計に、サービスの内容を限定するのではなくて、さまざまな可能性をですね、考えながら、もう本当に住民の皆様には御迷惑をかけると思いますけども、現在の支援1・2を受けられてる方のサービスが最低、下がらないようなですね、努力はしてまいりたいということで考えております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

そうですね。

あの、是非サービス低下にならないようにですね、していただきたいというふうに思います。

やはり高齢者社会というところが大きな問題になってくるかと思うんですけれども、これが自治体によって差が出るんじゃないかっていうのをすごく危惧してるところでありますので、長与町として、長与町の強み、いろんな団体、各種団体もありますし、町民参加で、すごく意欲的な方々も多いと思いますので、その方々にも声をかけていきながらですね、町長がいつもおっしゃってる、この長与町に住んでよかった、幸福度日本一の町になることを願ってこの質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で13時まで休憩いたします。

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し一般質問を行います。

通告順8、西岡克之議員の①教育問題について。

②福祉政策についての質問を同時に許します。

9番、西岡克之議員。

○9番（西岡克之議員）

それでは質問をさせていただきます。

お昼から1番眠たい時間なので、眠くないようにタイミングよく、はぎれよく質問をさせていただきますと思います。

質問に入ります。

1、教育問題について。

（1）全国規模で行われている全国統一学力テストが本年も行われましたが、本町の子供たちの結果について質問いたします。

県単位で比較すると長崎県は余り芳しくないようですが、本町の子供たちは、毎年全国平均と比較しても上位の方に位置しております。

教育委員会や現場の先生たちの日ごろの努力やそれにも増して、子供たちの努力のためものと感じております。

本年も期待を裏切らずに好成绩だったのか結果について質問いたします。

2番目として、国の方では18歳から選挙権が決定いたしました。

参政権ですね、いざ選挙になると若い人の投票率は余り高い方ではありません。

原因はさまざま考えられると思います。

実際に我々議員の議員としての活動、それと家庭教育、地域の教育力など、さまざまあると考えますが、また、学校教育においても今後、イデオロギーはぬきにして政治についての教育、啓発が求められると思います。

本町では長与北小ですね、先日すばらしい取り組みで政治教育がなされたと聞きました。

これらを踏まえて、小学校、中学校でどのような政治教育をしていくのか質問いたします。

大きな2番目として、福祉の政策についてでございます。

長崎市では、6月に小学生まで医療費の助成拡充するための準備費、730万円の予算が6月議会に計上されました。

長崎市と隣接をする本町では、就学前までは無料ですがその後は有料となります。

人口5万人を目指す本町としては、中核市の長崎市がこのような施策をすれば、本町に若い世代の人口流入がなされにくくなるのではと考えます。

本町では、この件についてどのように考えているのか質問いたします。

2番目、ヘルスケアポイントについてということでございます。

3月議会で質問させていただきました、健康づくりに取り組みに特典を与える「ヘルスケアポイント」制度について、その後の経過を質問いたします。

これは健康づくりのインセンティブ、動機づけですね、となる制度で既に一部の健康保険組合や市町村が実施をしております。

たまったポイントを健康グッズなどと交換するシステムで、実施側で一定のルールをつくり、これにのっとりポイントを与え、地域振興にもなる商品券や先ほど述べた健康グッズなどをあたえ健康に留意し、且つ健康寿命を伸ばすシステムでございます。

町民の健康づくりが進むことにより、町の財政にも寄与するシステムなので、ぜひ取り入れていただきたいと思っておりますので、その後の経過はどうなったのか質問をさせていただきます。

以上です。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、午後1番目の西岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1番目の御質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方からは、次の2番目の御質問についてお答えをいたします。

2番目、1点目の医療費の助成拡充についてという御質問でございました。

長崎市では、乳幼児医療費の制度拡充につきまして、来年度から小学生までを対象とする旨の条例改正が6月議会で議決されておりますのは、議員のおっしゃるとおりでございます。

本町におきましても、子育て支援につきましては、町の最重要施策の一つとしてとらえておまして、住民アンケート等を基に各種子育て支援施策の優先順位等についても検討をしてきたところでございます。

御質問の医療費の対象年齢拡充につきましては、財政措置だけではなく、事務量の増加にもつながってまいります。

今後、財政面や人員体制整備を図りながら、対象年齢拡充ができるよう努力してまいりたいというふうに考えております。

次に2点目のヘルスケアポイントについてでございます。

これからの社会保障を充実、強化していくためにも、国民自らが健康づくりに取り組むことが不可欠となっております。

そのための新たな視点といたしまして、個人の予防・健康づくりに向けた取り組みに応じたヘルスケアポイントの付与が提唱されておるところであります。

議員が言われるように、ポイントというインセンティブにより、疾病予防や健康増進に対する行動変容、例えば運動・禁煙・健診を受けるなどこういった行動変容を起こすことで、健康寿命が伸び、医療、介護費用の増加抑制につながると見込まれております。

厚生労働省では、本年度中に、保険者の保険事業で実施する場合のガイドラインを策定いたしまして、周知するとしております。

その内容を確認し、長与町で取り組めるべきシステムを検討していく予定としております。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

①教育問題で（１）全国学力調査の結果について回答いたします。

今年の全国学力学習状況調査は、去る４月２１日に実施されました。

今年は、国語、算数、数学に加えて、３年ごとに実施される理科が加わったことで注目されましたが、その結果が８月末に届いたばかりでございます。

それによりますと、長与町の平均正答率は、実施された１０科目すべてにおいて、小・中学校とも、長崎県の正答率はもとより、全国の正答率を大きく上回っていました。

ほとんどの科目で全国平均が県平均よりも高うございましたので、今から長与町と全国の平均正答率の差を申し上げます。

まず小学校の国語Ａでは４．５ポイント、国語Ｂでは６．５ポイント、算数Ａは４．２ポイント、算数Ｂでは５．４ポイント、理科では５．８ポイント上回っていました。

次に、中学校の国語Ａでは４．０ポイント、国語Ｂでは５．８ポイント、数学Ａは９．５ポイント、数学Ｂでは８．８ポイント、理科では７．２ポイント全国平均を上回っていました。

これらを例年のように各都道府県と比較した場合、小学校においては５科目中、上位２番目から５番目のところに位置しておりました。

中学校では、５科目中、国語Ｂと数学Ａ、Ｂが全国のトップに位置しております。

国語Ｂと理科が２番目という位置にありました。

ただ、この町の平均と都道府県の平均を比較することは数学的には余り意味はありませんけれども、毎年、経年比較として報告しておりますので、参考までに申し上げたところでございます。

また、同じ時期に長崎県独自の中学校英語も実施され、結果は既にインターネット等で公開されておりますが、それによりますと今年も長与町は、７２．７ポイントで、７０点代は長与町だけでございましたけれども、県下のトップでございました。

これらの結果を総合しますと、本町の小中学生は、今年もよく頑張ったと評価しております。

今後とも、知・徳・体、バランスのとれた賢い頭を優しい心をたくましい身体を、地域で育てていくという長与町の学校教育目標を目指して参る所存でございます。

（２）の政治教育について回答いたします。

議員御指摘の通り、教育基本法第8条1項では、良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならないと規定されていますが、第2項において、法律の定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動はして当たらないと規定されております。

この中の前半は、民主主義を実施するためには、国民の政治的教養と政治道德の向上が必要であることを示し、後半は学校教育における政治教育の限界を示し、特定の党派的政治教育を禁止することにより、教育の政治的中立を確保しようとするものでございます。

政治についての学習は、小学6年生の社会科の我が国の政治の動きの中で、また中学3年生の社会科の公民的分野、私たちと政治の中で指導しております。

また小・中学校とも特別活動という領域の中で、学級会活動や係活動、児童会活動や生徒会活動等の自治的な体験活動を通して、政治教育の基礎を学習しております。

昨年度、長与北小学校で行われた実践は、県や町の選挙管理委員会の全面的な支援を受け、子供たちの学習により、学習をより効果的に行うための一方策としてモデル的に実施しました。

今後、この成果を他校での実践にも活かしていけるよう働きかけてまいります。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

順番に再質問させていただきます。

相変わらずと申しますか、何と申しますか、期待通りというか、本町の子供たちは期待どおりよかったというのが、今、教育長の答弁でわかりました。

資料によりますと、県の方はまだまだ全国平均の下だということでございますね。

まず、その中で理科もよかったようですね。

ただ、その全国的に理科離れといえますか、が、懸念をされておるようでございます。

世間では言葉ではリケジョとかね、いろんな言葉も流行ってますけども、まだまだ理科離れがあると。

本町ではそれはどうなのかということと、毎年のことなんですけども、応用問題がまだまだこれは当たり前ちゃ当たり前ですけども応用問題がまだ少し弱いんじゃないかなということも言われております。

その辺についてはどうでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

理科につきましては、先ほど申しましたように、よう頑張っていたと小学生も中学生

もよく頑張っていたと思います。

こんなことございませんかね、テレビでは、よく理科の実験に関する番組が多うございますね。

そしてその番組は、結構高い視聴率をおさめてますよね。

ということは、やはり子供も大人もそうでしょうけども、理科は基本的に好きなんですよね、好きなんです。

ところがどういう所が弱いかというと、例えば、実験をしました、結果がこうでした。その結果を自分なりに分析して、それをほかの人に説明してやる、そういう力がですね、やや日本国民全体として弱いようだというし、本町においてもですね、そういうところは課題だというふうにとらえております。

もう一つなんでしたかね。

応用、先ほど私が国語A B算数A Bで言いましたけども、Aは、基礎力でございましてBは活用力です。

当然、活用力の方が難しゅうございますけども、難しい中でもですね、自分の考えをまとめて、自発的に自己表現する、言語活動とか言いますが、こういうところがですね、本町でも課題だというふうにとらえておりますけども、そのためにはですね、私がいつも言っておりますけども、普段から一方的に受け身じゃなくて自発的に学習する。ですから、例えばスマホと卒業する。

これもですね、今、各学校に呼びかけてます。

もう本当にこれがですね、課題だと思いますね。

ですから、私は、学習離れじゃなく理科離れじゃなくてですね、学習離れではないかな、そのためには、自分から主体的に取り組むという態度を育てていかなければいけないだろうと。

ですからスマホと卒業、これをちょっとキーワードにしたいなと思っております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

新しい感覚ですね、スマホと卒業、私も見習っていきたいと思います。

それとですね、あんまりこれに関しては、よく努力をされてるので言うことはないんですが、ずっと、今までどおり今の体制で頑張っていたきたいと思います。

その中でちょっと私、1枚ペラを御存じかどうか知りませんが、入手をいたしまして、社協ですかね、老人福祉センターを使って7、8月にそんな回数が多いんですけど、週に1回ずつぐらい、今度、寺子屋みたいな、塾じゃないんです、塾じゃないんです。

無料奉仕っていうか、多分、ただで、金額書いてないんでね。

ただだろうって思うんですけども、数回、実施をされてるみたいですね。

対象は小学校と中学校両方ですか。

老人福祉センターの1階で涼しい部屋で勉強ができるよと書いとるとですよ。

これは御存じですかね、教育長。

まず、この事実をちょっと確認したいと思います。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

これにつきましては、1学期の夏休みに入る直前でしたけども、社協のほうから普段、金曜日と土曜日にやっている学習支援事業をやっているらしいですね、その延長として夏休みにも涼しい場所を提供するので、勉強しませんかという呼びかけをしたいということで御相談があつて、それを、学校の方にちょっともう休み直前で周知の時間が足りなかったんですけども、呼びかけたというそういう状況でございます。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

ご存じだったんですね、なかなか塾に行ける子はいいんですけど、行けてない子という現実いるんですよ。

そういう子供たちに対して、本当、昔の寺子屋的な感じで勉強無料奉仕で教えてあげるといふ、そういう教職の経験があられる方がやったのかなんては思いますけども、いい制度だなんて思っていますね、こういうので底上げと言ったらなんですけども、あまねくみんなに勉強するタイミングといふか勉強する機会を与えていければいいかなといふふうに思います。

今後ともですね、ぜひあの、するかせんか私は聞いてません。

もしするような、実施をするようだったらね、何らかの支援っていうか、してあげたらどうかと思いますけども、その点についてはどう思いでしょうか。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

40日間と長期にわたって、家庭に帰るわけで、せっかく身についた学習習慣が、また、崩れはしないかと色々考えられますけども、そういう学習の習慣化っていう視点からはですね、いい取り組みだと思いますので、社協の方がそういう場所を提供してくださるということでございますので、呼びかけてみようと思います。

ちなみに今回は6日間、トータル6日間で30名弱、のべ30名弱参加があったということですが、この呼びかけには曜日によってはボランティアの方が学習を見ていただく日もありますとただし書きがあつて、子供たちはもしかしたらそういうのを期待してきたかもしれませんが、もしこれを実施するとなると早目に計画し、そして今日、大先輩の校長先生方も傍聴されてますので、ぜひお願いしてそのボランティアでもいい

から、そういう学習の支援をしていただけないか、相談してですね、もう少しこう呼びかけてみようかなという気持ちはございます。

もちろん学校と相談しながら。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

そうですね、後ろの方にそういう視線を感じながら、私もお話ししております。

ぜひですね、続けられるようであれば続けていただければというふうに思います。

最後に、教育問題最後になりますけども、今、長与町は非常にいい教育環境ですばらしいわけですね、今度の好成績をおさめられたということですし、いつもこれ聞いてますけども、要因と今後、現状維持するために、どう取り組むのかという形を、教育問題最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

何と言いましても、子供たちの頑張りと先生方の指導の成果、その賜物ですけども。

本町はそれを支援していただく、地域の方々の温かい目・声そういうのがあるから、あるだろうなというふうに思ってます。

町長もよく教育の町、長与というのをいろんな子供たちの前で話をしてくださるし、町長のそういう声を聞いて、子供たちも先生方もそれを意気を感じて頑張っているという、そういう、うまいサイクルに入っていると思うんですね。

ですから、そこをですね、今後も大事にしていかなければいけないかなと、それからもう一つは、この議会で承認をいただいて、特別支援教育支援員というのを配置していただけてますけども、これは、県下21市町の中では、長与町の配置率が1番高うございます。

こういう支援員の方々がですね、学校に入って、いろんな面で陰ながら支援していただいているこの成果であろうと思います。

もう1つは、ICT教育。

これは教育の目的じゃなくて手段ではございますけども、そういうICTの手段を使いながらですね、子供たちの学習意欲を高めていただいていると、こういうもろもろの総合的な町を挙げての取り組みが結果として、このような成果につながっているというふうに分析しておりますので、できましたら、今後とも暖かく御支援していただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

先ほど教育問題といいましたけど、学力テストですね、今、教育長の方から地域の力、町の支援員の予算と配置とそれとICTですか、があったんで、今後とも、それを続けていって、ぜひ、子供たちが喜ぶようないい成績がとれる教育をやっていただきたいと思います。

続きまして、選挙権にうつります。

町長に、まず最初にお尋ねをしたいと思います。

今回のこの意義は何だというふうにお感じになっておられますか。

感じで結構でございますので。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

18歳からの選挙権というのがございます。

それに向けてですね、やはりいろんな形で選挙に向けての若い人たちが興味を持ってくると、そう言ったものをですね、啓蒙していくとそういう位置づけになると思っております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

そうですね、今の投票率の低下とかやっぱりというのはその辺の若いときからの教育がないからじゃないかなと思うんですね。

小・中学校レベルの早い段階からの本質的な政治・選挙教育というのは、必要じゃないかなというふうに思います。

もちろん、18歳ですから対象というのは高校生からだと思うんですけども、やはり今おっしゃったように早くからそういう教育をして行くというのは、私、大事なことだろうと思います。

それとそれを受けて、若者の声を政治に反映させるっていう政治に携わる側の意識も大事じゃないかな、我々もそうでございますけども大事じゃないかなっていうふうに思います。

そういう部分でですね、非常に今回の18歳というのは、18歳に選挙権を下げたということに関していろんな付随するものも周りにありますけども、ともあれ、その選挙権が18歳から成立したということは、非常に大きなことが意味があるんじゃないかなというふうに思います。

その調査というか、むしろこう日本は遅かったらしいですね。

昨年2月に国立図書館が調査をしたそうです。

世界の191カ国とか地域とか調べたら、9割以上の国が18歳の選挙権を導入してるそうですよ。

日本むしろ遅きになったと。

昨年9月です、スコットランドで国民投票あったがそうです。

そのときは、16歳から投票権が与えられたという事が書いてございました。

諸外国でも18歳選挙権で、もう一般的なものだというふうな形でございます。

健全な政治選挙をするためには、社会とか地域の課題も自分の問題としてとらえて、主体的にかかわるようにする主権教育ですか、が大事なんじゃないかなと思います。

ここでいろんな先ほど、当初の質問の中でも言いましたけども、地域とか家庭とかね、いろんな教育あると思うんですけども、学校教育のこれは一つの柱として、とらえるべきではないでしょうかと思うんですけども、その点についての教育委員会の方の主観っていうか感じ方っていうかどうお感じになりますか。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

議員ご指摘の通りですね、若者の声を政治に反映させるっていうことの根っこの部分をですね、学校教育の中では、育てていかなければならないと。

つまり、北小学校の実践が評価されたのは、本物を使ったっていうことももちろんあるのですが、題材としてふるさと長与をよりよくするというような思いを背景に持たせながら、身近な地域に自分たちの未来という視点を置かせながらですね、取り組むことができた。

つまり主体的に社会に参加するそういう視点でのですね、主権者教育というのを今度も進めていく必要があると考えているところです。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

今の答弁が我々もちょっと耳の痛いところの答弁ですね。

よりよく長与をすとかですね、主体的に社会に参画するですね、我々も気をつけていかなければならないというふうに思っております。

それですね、当初答弁でもございましたように、さまざま本格的に政治、こう言ったらなんでしょうけども、学校の中で行われるだけの政治教育じゃなくて、選挙管理委員会にお願いして、御協力を得たりとか、さまざまな形で協力を得て行って、それが成功したんじゃないかなと思いますし、子供たちもよりインパクトが強かったんじゃないかなというふうに思います。

そこでですね、こないだは、小学校の中での選挙を疑似体験というか、されたと思うんですけど、今度ですね、今、各地で行われている、私もずっと前に1回提案したことがあったんですけど。

恐らくその政治教育の一環ということでですね、子供議会というのが各地で行われて

おります。

長崎県でも平戸市でこないだ、いつだったかな8月21日だったかなと思います。

新聞に載ってたんで、行われておりました。

ここは市長がですね、平戸の市長がちゃんと答弁をしていくと。

学校の中ではね、その中での限られた範囲だと思うんですけども、子供の議会をして、実際に行政の方々がいてその方々に質問していくと。

本当の我々と同じ立場の中での議会が開かれてるんです。

そういう形をですね、今度また、町の教育委員会でも、できないのかなと。

こう言えば、いや時間がないとかね、そういうコマがとれないとか、答弁がすぐ帰ってくるんですけども、やはりそれを乗り越えて、教育という一貫でですね、やられたらどうかと思います。

ちょっと記事があったんでね。

自治体に仕組みや議会に役割について理解を含めてもらおうと市が開催した。

開催単位は市なんです。

生徒らにそういうふうな形でやっとなら、この中でですね、本当にもう答弁するような形もあったと、市長がですね、あったんで。

子供たちにしても、いい政治教育できたんじゃないかなと思うんですけども、一概にやると言っても議会の協力も要りますし、また、コンセンサスがとれておりませんし、もしよかったらと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

黒田教育長。

○教育長（黒田義和君）

今の話聞けば、いい取り組みだと思うし、まさに、子供たちのそういう教育には、マッチしたシチュエーションだと思いますので、関係機関等ですね、調整しながらやる方向で検討させていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

ありがとうございます。

ぜひですね、調整がいるんでそう簡単にはいかないと思いますけども、前向きに考えていただきたいと、それこそ努力していただきたいと思います。

次に、福祉政策に移ります。

これは、先ほどの答弁にあったと長崎市では無料化をするそうでございます。

本町では、努力するという答弁が返ってまいりました。

努力の度合いをちょっとお諮りしたいと思います。

どうでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

私たちは、長与町の魅力アップということですね、いろんな取組みをしております。先ほど教育長の方からもありましたけれども、教育の問題もそうですけれども、そういった形で魅力アップということで、その中での1つの医療費の助成というのも、長崎市なりの努力をしてやってきていると思うんですね。

長与町は長与町なり努力ということはしていかなくちやいけないだろうと思ってます。当然これは医療費の対象年齢拡充っていうのは、皆さん方望んでることだろうと思うんですよ。

ただ、あの問題は財政っていう中で、どういう形の順位をですね、していくかということ。

私もあのこれ、年齢の拡充という話はぜひしたいと思っております。

ただ、今、言いましたようにいろんな諸般の事情がございますので、そのあたりも勘案しながらですね、実施に向けてですね、検討して参りたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

わかりました。

一概に明日やるあさってやるという問題じゃないので、町長おしゃったようにいろんな事務量とか人間とか予算とかかかると思います。

ただあえて言わせていただきますと、同じ圏域というか、長崎市、長与、時津の圏域の中で福祉についてのかねがね私が言うこと、福祉について差があってはどうかかっていう話をさせてよくいただいています。

そういう中ですね、ぜひ、あの長崎市がどういう意味でこれをされたのか。

裏のことは、私も存じ上げておりません。

しかし、現実としてするということであればですね、是非お願いをしたいというふうに思います。

いろんなパターンがあると思うんですよ。

入院してる子供の医療費を無料化にするとか、持病があつて通院している子供の無料化をするとか、また持病がなくて時間外に来る子供の入院費を無料にするとかですね、今、3つあげた以外に常に無料化にするっていう形があると思います。

いずれにしても、その予算の差がありますけども、ぜひ、実施をお願いしたいというふうに思います。

今、言っているのかどうかわかりませんが、例えば、予算もかかるので、もし完

全無料化ダメならば、1回が幾らまでだったら、例えば、1回300円なり500円なりでもういいですよとかですね。

財政の問題もありますので、そこら辺までするとか、親の所得制限を設けるとか、今の臨時福祉給付金かな、所得制限があるように、そういうのも設けるとかいろんなやり方というのはいろいろあると思います。

そういう形ですね、できれば、フルで無料化でやっていただきたいと思いますが、小学校は割と小学生は抵抗力がないので、よく病院にかかります、特に子供もかかります。

これが中学生ぐらいまでいけばですね、ほとんどかからんとですよ。

できればね、町長ね、中学生ぐらいまで視野に入れて考えてみられたらどうですか。

もう一度お願いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

私もこれは、優先順位といいましたが、子育て支援というのは、非常に優先順位が高い●●の方策の中の1つですのですね、そのあたりも十分検討して、今、議員さんがおっしゃったようにですね、いろんなやり方があると思うんですよ。

そのあたりの研究をしてですね、長崎市がやっとうちがやってないというのは、本当にいろんな形で比較されますので、そのあたりも含めまして研究をですね、していきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

わかりました。

努力の度合いが感じられましたので、この質問はそろそろ終わりたいというふうに思っています。

眠たくないようにぼんぼんテンポよく行きたいと思います。

続きまして、ヘルスケアポイントにうつりたいと思います。

これは、前々議会だったかな、質問をいたしました。

よく一般町民の方々から言われます。

元気な方ですよ。

ちょっとそっち向いて言いますが、私たちはね、西岡議員って、私たちは、病院にかかるとばいって、でも健康保険料払うとばい。

そら保険が相互扶助の精神から言うたらね、当たり前って。

それは異論なかった。

しかし、ここでしかしがつくんです。

しかし、全然病院にかからん人間とちょっと、鼻水出てかかる人間とおっとばい。
ひらたい言葉で言いますとね。

そこはどげん思うとねあなたは。

いや、元気でよかったですねとたったそれだけ終わるんですけども。

それ以上はちょっと言えんのでですね、ただそういう方々はですね、何かこう、元
気・健康づくりを検証してあげたいなと思うわけですよ。

お元気な方は、なお元気に、元気でない方はもう少し元気に。

ステップアップの元気をして、続けていただきたい。

そうすれば、町の国保の財政も少しはいい方にあるんじゃないかというふうに思いま
す。

不思議なもので人間っていうのは、ネガティブな方向に行けばずーっと行くんですね。
そこで一つ流れを変えてあげて、少しポジティブに健康づくりしようよ。

っていうふうに行けば、周りがそれを応援してくれるそういうシステムがある。

本人もちょっとがんばろうかなっておもいだせば、まだまだその体力の回復がある高
齢者、例えば、50代、60代でですね、元気な方々は、元気な方向に行くんですね。

不思議なもの人間は。

よく笑い話であるようにね、病院に行ってあん人が来とらんやっただい今日は。

あん人もきとらんやっただい、病気じゃなかろうかって。

病院でそういう話も聞くってことは、漫才で聞いたことがありますけども。

やはり、そういうふうじゃないと本当に元気になっていけば、またその人の生活自体
も変わってくると思うんですね。

そういう意味での動機づけ、この制度が、今、注目をされております。

その中でですね、要支援になられた方々の主な原因がですね、運動機能障害と申しま
すか、関節疾患とか骨折とか脊髄損傷とか、これ半分、間接が20.7%厚労省の調査
ですよ。

骨折、転倒が14.6%脊髄損傷が2.4%この以外で、老衰、脳卒中、心臓病とか、
その他とかでなるんですけども、こういう方は予防とか元気になっていけばそれなりの
改善が図れる分だと思いうんですね。

要介護の主な原因も一緒なんですよ。

その中で19.9%で脊髄損傷2.2、関節疾患6.8、骨折、転倒10.9、こういう
のを起点として、要介護とか要支援になっていくわけですね。

だからそれにならないように、町の方でも、いろんな政策がやられてます。

めだかとか、貯筋ですかね、とか、いろいろされてますけども、その前にもっと元気
な人にもっと元気になってもらおうという形で、先ほど、当初の答弁にもありましたが
厚労省でも、もうこれは、研究をしていこうという形になったそうでございます。

実際に実証実験されてるところが福島県の伊達市、栃木県大田原市、岡山市、全国6市

が連携して、国の補助で14年度から社会実験として実証されてるそうでございます。

健康ポイントプロジェクトとって、同事業では参加した市民に対して、歩いた歩数や運動教室への参加、健康データの改善などに応じてポイントを付与し1ポイント1円で、電子マネーとか地域で使える商品券などと交換をしている。

ようするに、元気になろうという意義付けですね。

その中で、大田原市ですね、栃木県ですね。

14年度の参加者500人おったそうです。

健康に関心が低くかったが参加したという市民は7割に上ったと、一方で参加者の1日の平均歩数は60代で1.7倍に70代では1.8倍にアップしたと。

さらにポイントの約8割が市内で使える商品券と交換されていることがわかった。

ということで、長与にも商品券ございますので、使って行って、その制度を使ってですね、いただきたいなというふうに思います。

それと、同じような資料でございますので、そういうふうな形で健康づくりの意識が向上してるそうでございます。

この点について、どうお考えになられますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

森川健康保険課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

議員さんおしゃる通り、やはり健康に留意されてる方っていうのは、それだけ自分のことを思ってやってらっしゃると思いますので、医療費の削減には大きくつながっていくと思います。

昨日、ちょっと一部答弁させていただいたデータヘルズ計画のときに、町の状況を確認するということで、介護を要介護認定を受けている方と受けてない方の医療費がどれだけ違うのかっていうことを見ますと、もう3倍近く違うと。

それから、例えば、今度は、生活習慣病の関係なんですけれども、検診を受けていらっしゃる方と受けていらっしゃらない方を比較すると1.5倍の医療費の差があるという形で、そういう形で医療費としても結果として見えてきておりますので、実際にその健診を受けたとか、健康づくりでいろんなイベントに参加したり、自分の努力をすることに対してのインセンティブをつけさせるためにも、必要なことではないかと思えます。

今回、5月に成立しました持続可能な医療保険制度を構築するための健康保険等の一部を改正する法律っていうのが改正されましたけれども、その中で保険事業の明記がされているところで、きちんと、健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援ということがきちんと、法律の中に明記されました。

これの実施主体は保険者ということになっておりますので、この法律だけで見ると保険者になると、長与町は国保になるのかなと思うんですが、それは国保に限定したこと

でいいのかっていうのも、やはり、検討していかなければいけないのかなと思っております。

町民すべての健康っていうこと考えると、実証実験で行われてますようにその自治体に住む人すべてに対するそのインセンティブのつけ方とかいうのを検討していくべきではないかと思っています。

以上です。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

そうですね、ほんとはあまねくそうされた方がいいと思います。

ただ、健康保険組合の考え方もあると思うんで、そこはもし合意が得られない場合には、まず国保から。

前のピロリ菌のときもお話ししたと思います。

補助をするときにどうなんだという話がね、同じように課長の方から出たんで、それはまずは国保でやって、実績ができたらかの健康保険組合にも加入をしてもらえないですかって私お話ししたとおりですね。

今日もその件については、朝からテレビでもあってました。

私、見てました。

ピロリ菌を駆除した人と駆除しない人のガンの発生率は1.2倍とか1.0倍とかいう差が出ているというそういうふうに世論っていうか、巻き上がってくればピロリ菌駆除してくださいというふうなるんですね、これも同じだと思うんですよ。

これに参加してる人が、国保の健診を受けました。

元気になりました、と言ったらじゃあこっちの方もという形で、できるんじゃないかなというふうに思います。

ぜひですね、国保だけでも先に取り入れていただければというふうに思います。

先ほどもお話ししたように、総社市っていうところもしてるんですね、そこが、これちょっと古いんで、13年度の国保の1人当たりの医療費が県内で1番低くなったそうですよ。

そういう実証実験のデータもあるので、先ほどお話ししたように厚労省もね、取り組んでるようになりましたし、ぜひこの早目にこれはやっていただきたいなど。

先ほど町長に努力の度合いをはかりましたということをお聞きしましたが、町長、もう一度、努力の度合いを測らしていただきたいと思います。

いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、課長がの方から縷々話がありましたようにですね、まずは、国保の救世主というのは、やはり健康だと思うんですよ。

町民の健康が1番の救世主だと私も思っております。

そう意味では、ヘルスケアポイントにおけるインセンティブを高めていくというのは重要なことだし、今、国もしておりますし、また、国の方でもですね、今度は保険者としての努力を行う自治体に対しては、支援金交付すると、そういったことが出てくるだろうと思うんですね。

例えば、後発医薬品の使用割合とか、それから、収納率向上の状況見て、この自治体はいいですよというところも出るだろうと思いますので、そのあたりの状況を見ていきたいと思っております。

これはやはりあの健康の問題ですしそしてまた、非常に我々も町民の健康っていうのは、それが1番の大きなポイントですのでですね、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○9番（西岡克之議員）

西岡議員。

先ほどの福祉政策に続いて、また、しっかり取り組むという努力の度合いが深まったと思いますので、それを確認させていただいて、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で14時まで休憩いたします。

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順9、安部都議員の①地域支え合いICT（高齢者見守り事業）の今後の取り組みについて、②障害者、高齢者福祉サービスについての質問を同時に許します。

3番、安部都議員。

○3番（安部都議員）

皆様、こんにちは。

元気で一般質問を行います。

それでは、開始します。

①地域支え合いICT（高齢者見守り事業）の今後の取り組みについてお伺いいたします。

今年度が、長崎県のモデル事業である地域支え合いICT（高齢者見守り事業）の最終年度となります。

現在、百合野3地区世帯に設置し見守り活動が開始されておりますが、来年度よりどのように、ICTを活用していくのか否かが問われる時期となりました。

今後のICT高齢者見守り事業の検討と方向性についてお伺いいたします。

（1）来年度より地域支え合いICT高齢者見守り事業の継続はどうか、お伺いいたします。

（2）もし、高齢者全世帯に設置するなら予算はどれくらい見込まれるのかをお伺いいたします。

（3）現在、使用している住民のICT機器のニーズと有効性についてお伺いいたします。

②障害者、高齢者福祉サービスについてお伺いいたします。

平成27年4月より、障害児、者における在宅ケアの行政サービス利用時の申請方法などが変化をいたしました。

障害を持ったお子様の親御さんより、サービスへの不満の声が上がっております。

また、これまで幾度となく、福祉サービスの質問を行ってりましたが、総合的な今後の福祉サービスの取り組みについてお伺いいたします。

（1）障害児、者のサービス利用計画作成の際の行政窓口の方針についてお伺いいたします。

（2）障害者福祉医療費助成制度の現物給付の進行状況についてお伺いいたします。

（3）障害福祉サービスの一つとして、福祉タクシー助成制度がありますが、障害者のニーズに合った、ガソリンチケット等への選択制についてどうかお伺いいたします。

（4）高齢者、視覚障害者のバリアフリー対策ピックス設置についてお伺いいたします。

以上、答弁よろしくお願いたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、安部議員の御質問にお答えをさせていただきます。

関連がございますので、1番目1点目から3点目まで合わせて答弁をいたしたいと思
います。

現在、百合野地区およそ100世帯で取り組んでおりますICTモデル事業は、テレビとインターネットを接続をいたしまして、双方向の情報伝達機能を活用いたしまして、身近な地域情報の発信と簡易な見守りを行うというもので、議員の御指摘のとおり、今年度末までが事業期間となっております。

まず、現在利用者の皆さんのニーズと有効性についてでございます。

平成26年4月の事業着手当初から、機械やソフトウェアの不具合が発生をしております、長崎県、通信事業者とともにその解消に努めてまいりました。

モデル事業という性格上、避けられない面があることは承知をしておりましたが、残念ながら現段階においても、解消には至っておらず、「安定稼働」とは言い難い状況でございます。

結果的に不具合対応でたびたび訪問することとなり、その点が利用者の負担となっているのは現状でございます。

「双方向による情報提供」機能については、あまり利用されていないことから、「見守り」に特化してはどうかという意見もございまして、「簡易な見守り」機能については、民生委員や福祉員による人的な見守りを補完すると、そういう意味で一定の評価をいただいております。

続きまして高齢者全世帯に設置した場合の予算見込みでございます。

現在の住民基本台帳によります、75歳以上の単独世帯、1,300世帯の半数650世帯に機器を設置し、ICT普及員3名を配置した仮定で試算をいたしますと、1世帯・年間のランニングコストが普及員人件費等が1万5,000円、回線使用料3万1,000円の合計4万6,000円となります。

回線使用料は利用者負担、普及員人件費等を行政負担とした場合、年額975万円の予算が必要と見込まれております。

また、これ以外には初期投資及び5年ごとの機器の更新時に800万円程度が必要となります。

続きまして、来年度以降の事業継続の可能性につきましてはですね、当初の目的を達成できたかどうか、また、費用対効果の観点から投資に見合う成果があったかどうかを見極める必要がございます。

「見守り」を標榜するからには、機器とソフトウェアの安定稼働が不可欠であると考

えておりますけれども、対象世帯へのアンケート調査を9月に実施する予定としておりますので、最終的にはその結果を見た上で判断をしていきたいとそうように思っております。

次に、障害者、高齢者福祉サービスについてでございます。

2番目1点目の障害者、障害児のサービス利用計画作成方針についてでございます。

平成24年4月の障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正により、障害福祉サービスや障害児通所支援を利用する全ての利用者の方がサービス等利用計画を作成することとなっております。

従いまして、障害福祉サービス等の利用の申し込みがあった場合、指定特定相談支援事業等に計画作成を依頼をするか、もしくは、セルフプランを立てていただくよう御説明を申し上げているところでございます。

2点目の障害者福祉医療費助成制度の現物給付についてでございます。

長崎県福祉医療制度検討協議会におきまして、県内統一して協議しているところでございますけれども、本町としましては、障害者医療費についても現物給付をお願いしておりますけれども、県内市町の合意にはまだ至っていないところでございます。

次に3点目のご質問の福祉タクシー助成制度につきましては、社会活動の範囲を広げることが目的に町の単独事業として実施をしております。

平成27年度より利用券の交付枚数を年間12枚から24枚へ改正を行ったところでございます。

議員ご指摘のガソリンチケット等の選択制につきましては、長崎市において実施されているのですが、本町では外出が特に困難な方を対象に実施をしております、ガソリンチケット等の選択制についてはですね、現在のところは考えていないというところでございます。

失礼しました。

4項目目をお話します。

P I C Sの件です。

次に4点目の質問でございます。

高齢者、視聴障害者のバリアフリー対策、P I C S設置についてでございますね。

歩行者等支援情報通信システムというのは、視覚障害のある人等の利用の多い信号交差点を中心に整備をされており、視覚障害者等の安全を確保するために、歩行者用信号機上部に設置いたしましたセンサーから、反射シートを添付をしました白杖を検知しまして、保護者信号の色の状態や交差点名称等の情報を、肉声、音声で案内するもので、県内におきましては現在は10カ所、でございます。

そのうち時警察署管内では西彼杵郵便局前交差点に整備されている状況でございます、本町内への設置はまだされておられません。

今後関係機関等の要望に基づきまして、対応をしてみたいというふうな思ってお

ります。

失礼しました。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

それでは、再質問をさせていただきます。

先ほどから高齢者、地域支え合いICT、高齢者見守り事業のICT事業ですけれども。

百合野地区現在、97世帯ですかね、厳密に言ったら。

そして見守り対象者は、36人ぐらいですかね。

だと思っんですけれども。

それで、今、現在、その見守り対象者、またはその97世帯のところで、現在までの状況、それから当事者からの感想というものがありましたら、お聞かせください。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

今現在の、見守りじゃなくて、全世帯ですね、機器の設置した全世帯は、95世帯でございます。

うち見守りが36世帯となっております。

毎月ですね、微妙に変動しております。

現在の状況というところでございますが、先ほどの答弁に、安定稼働とは言いがたいという表現をさせていただいておりますが、実態としてですね、具体的に申し上げたいと思います。

常にですね、七、八件の不具合があっているという状況でございます。

この解消に向けてですね、長崎県、それと通信事業者、それうちの職員ですね、それとICT普及員、解消に努めてまいりましたが、なかなかですね、解消に至ってないという状況がございます。

それで、もぐらたたきというようなですね、表現もしておりました。

その中で、やはり、ICT普及員もしくは通信事業者の職員がですね、その解消のために、世帯を訪問するという際にですね、やはりその世帯が、気の毒がる、気の毒がられると言いますかね、恐縮に思われるということで、負担になっているんじゃないか、というようなことを担当が申しておりました。

ただ順調にですね、稼働している世帯につきましては、当初登録している最大5世帯までのですね、身内の方へのメールの発信ですね、これもできておりますし、それと地域での福祉民生委員の人的な見守りをですね、やはり保管するという意味合いにおいては一定のですね、評価をいただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

はい、そうですね。

その安定の不具合というのがですね、非常にやはり、そこが気になる場所でありまして、やはりなかなかね、思うようにはいかないところ、というところがあると思います。

それから正常に稼働してるところにつきましては、うまくですね、ご使用が上手になつてののかなというふうに思いますけれども。

なかなかですね、これも、高齢者の世帯となりますと、何回教えてもなかなか、その、覚えきれない、というところで、機器自体は非常にある程度簡単ではあるんですよ。

上と下と横と右、左、右ですので、しかしその画面を見ながら、移動をさせる、そしてそのまたマウスを移動させるというのが非常にそのポイントがどこに行ったのか分からないというような、どういう、次の画面はどういうふうにするのかっていうのがなかなか高齢者にはそこが理解ができないところであると思いますけれど。

そのあたりはどうなのでしょう。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

リモコンの操作がなかなかですね、高齢者の方にとつき難いと言いますか、難しいという状況は当初からございまして。

リモコンについてもですね、当初とは今、形式を変えまして、扱いやすいものに変えております。

繰り返しですね、リモコンの操作の方法なども、更新しているという状況です。

ただ、私が先ほど申し上げたのはですね、リモコンの操作上の問題ではなくてですね、機器上の不具合ですね。

具体的にはですね、スイッチが入らない。

もしくは、スイッチが入って一定画面が展開したにも関わらずですね、そのまま画面がフリーズしてしまう。

ウンともスンともいわなくなってしまう。

そういった、不具合がですね、常に7・8件、発生しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○町長（吉田慎一君）

そうですね、やはりその7、8件というのは結構多いと思うんですよ。

そのところをやはり今後どういうふうにですね、修理をするのか、修復するのかわ
いうのが課題になると思いますが。

今後、進めるとあたって、百合野地区の方に今月にですね、アンケートの方を開始す
るということなんです、それを集計し、回答がでるのはいつぐらいでしょうか。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

9月、今月になっておりますけれども、今月、当初からアンケートを実施する予定で
おりました。

対象世帯がですね、さほど多くない100世帯でございますので、さほど時間掛から
ずにですね、集計自体はできるものと考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

その長いこと掛からないで回収ができるということですが、それは公表とかされるん
でしょうか。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

はい。

何らかの形でですね、公表をさせていただきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

是非ですね、その結果、集計というものを教えていただきたいなというふうに思いま
す。

その結果次第ではですね、その住民の方がこのままだったらというような方、いやい
やこのまま続けたいよというような方達、色々御意見あると思います。

それによって、その結果次第で継続するのか、中止するのかというような判断がなさ
れると思いますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

このICTモデル事業のですね、目的として、双方向の機能を利用したですね、互い
の情報発信とそれと簡易な見守り機能というのがございます。

見守りということ、見守りを標榜するからにはですね、やはり信頼性というのが最も

重要になってまいります。

そういう意味においてですね、このICTの機器をですね、見守りに活用するということがですね、なかなか難しいのではないかなど、いうふうに、個人的には考えている次第です。

以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

この信頼性ですね、そして見守りを活用するのはやはり難しいというお答えなんですが。

町長、これについて今後どのように対策をとっていくのか、中止するのか、また継続するのか、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、課長が申しましたように、私も1回行ってですね、そしていわゆる事業者の方も一緒に行ったんですよ。

最初のその信頼性というその、器具そのものの不具合とは別に、安部議員がおっしゃったように使い方、操作の方法等でもっと便利にならんだろうかということで、随分お話をしましたけれども。

結果的にはあまりそれが改良されてかったですね。

そういったこともありまして、どうなのかなという一抹のあれはあったんですけども。

皆さん方どういった形の思いを持っておられるか。

その辺りも十分考えましてね、勘案しまして、結論だしていきたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

はい、今後の検討課題だと思うんですけども。

先ほど町長からのご回答で、75歳以上の高齢者が現在4,387人いらっしゃいます。

その中の、単独世帯が1,300世帯、そしてその2分の1として大体前提条件という650世帯に設置をしたらということで、そのお答えになったんですけども。

それにまた、その650世帯、例えばその設置するにあたっては、ランニングコスト、ですね、その1世帯当たり年額15,000円、ランニングコスト普及人権費、サーバー補修費ですよ。

それと、そのサーバー機器更新費用ですね、リース代は、先ほど5年間のリース代とおっしゃったんですかね。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

初期投資及び5年ごとの、いわゆる機器の更新でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

5年ごとのリース代が800万ですね、かかるということで。

合わせて1,775万円かかるわけなんですね。

これがまたその単独全世帯となると、その倍、3,550万ということで、かなりの予算となるわけなんです、そのあたりは町長、どういうふうに関後御検討なさいませう。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

私の方からお答えいたします。

そうですね。

前提としてですね、ICT普及員を650世帯に対して3名ということで試算をいたしておりますが、これは非常に現実的には厳しい、非常にシビアに算定をしております。

現状としては百合野地区の、割とコンパクトにまとまった100世帯に1名の方配置しておりますが、日々忙殺されているという状況でございます、そういう中で、先ほど御紹介がありましたとおりのですね、コストですね、が必要になってくるというところですね、やはり、先ほど申し上げましたとおりのですね、見守りに対しての信頼性がクエスチョンという中でですね、これだけのコストが果たして、見合うものかどうか、というような判断が必要だというふうに関後しております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

費用対効果の問題かなというふうに関後思いますね。

やはりそのそのそれだけのその数千万かかって、果たしてその見守りが確信的にほんとに信頼性を持ってできるのか、全員の見守りがですね、できるのかということとなると思うんですけども。

実際そのメニュー自体は今非常に工夫なされてですね、いろんなメニューが。

安否確認だけでなく、やっぱりその不在連絡、それから交通情報、災害情報、健康体操、でカラオケ、ゲーム、写真館、議会放映などの随分多いメニューがですね、今、盛り込まれているんですけれども。

それ自体は本当に随分ねよろしいかと思うんですけれども。

果たしてこれが全てね、高齢者の方に全部使用できるのかと思ったら、なかなかそうはいかないところだと思うんですね。

現在その利用状況っていうか、本当に利用して使いこなせてるパーセントというのは、今どんな感じですか。

お分かりになりますか。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

毎月ですね、活動報告というものをですね、作成をしております。

で、直近の7月分を御紹介申し上げたいと思います。

安否確認の自動的に送られるメール以外ですね、相互にメールができるという機能がございますが、これは1ヶ月で9件でございます。

ほぼ活用されてないという状況でございます。

それとですね、利用状況、21日以上利用されている世帯がですね、7世帯、11日から20日間の間の利用が6世帯、3日から10日の世帯が21世帯、2日以下の利用が61世帯というところでございます。

ただ、ただしこれはテレビのスイッチを入れたということではなくてですね。

リモコンを使って、メニューを開いたという世帯でございます。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

テレビ用のリモコンを入れたらすぐ発信できるのでわかります。

それで、リモコン使って・・・のメニューを動作したかということだと思いますけれども。

2日以下というのが61世帯ということで、ほとんどの100世帯中61世帯は使われていない。

そしてまた、3日から10日が21世帯ですね。

ということで、やはりこうほとんどが、何らかの形でこういったメニューを作動させてない、稼働させてないというところがやっぱり現状なのかなと。

そうなるとやはりその、ICTの活用というものをどういうふうにこれから本当に活用しなければいけないのか。

というところが、課題となると思うんですね。

全世帯に、全高齢者に果たしてこういうメニューが、こういう複雑なメニューが本当に必要なのか、本当に単純な、高齢者が本当に緊急なですね、必要な時にボタンが押せて、そして役場から発信してそれぞれの介護センターとかに行くようなね、そういったこう単純な、ICTって呼びましようか、そういったものでもいいのではないかなというふうにも思います。

例えばですね、このICTを使って、長与市場とかスーパー等と提携をし買い物が出るシステム。

又は地域、これから24時間地域包括支援センターとして、介護見守り制度が始まりますが、地域包括支援センターの医療との連携、それから遠隔医療や介護システム等の構築、または将来的にそのコミュニティーバスなどが走らせたなら、その予約などができるようなですね、その実用的なシステムも考えたらいかがかな、というふうに思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

議員御指摘のとおりですね、これだけのですね、メニューが果たして必要なのかどうかというのは当然考えるべき観点だと思います。

日々ですね、技術が進歩しておる中でですね、最低限必要な機能が何なのかということを見極める必要があるかと思えます。

例えばですね、色んな例がございますが、各種センサーでトイレを利用したかどうか、とかですね、そういったことで安否確認ができるというような事例もあるようでございますので、検討をですね、進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね。

やはりその実際的に高齢者の方達、見守りがしっかりと出来る、そしてまた本当にあの、中身ある活用の仕方をしていかなければ、ただものがあるだけでは何もならないんですよね。

たんすの肥やしになってしまっって何にもならないというところで。

やはりそういったところで今後ですね、アンケートを元に、または今後の、来年度ですね、予算としてどういうふうにするのかということが組み込まれると思いますけれども、高齢者にとって、その終末期の見守りとかですね、例えば、本当に使いやすい有効性、機能性優れたやっぱり情報発信の活用をですね、行っていかなければならないと思

います。

ICTに変わって今後も、例えば見守り活動をするとするならば、実際的にどういったものがあるのか、見込まれるのかはありますか。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

このICTモデル事業にですね、携わって感じましたのがですね、ICTという技術でですね、活用するにしても、基本的にはやはり人と人とのですね、関係に尽きる、ということだと思います。

隣近所はもちろんのことですね、ICT普及員の方がですね、やはり足繁く、通ううちにですね、それぞれの世帯の方との信頼関係、ができ上がってまいりまして、やはり最終的にはそこに行き着くのかなというところがですね、私どもの感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部委員。

○3番（安部都議員）

やはり人と人との繋がり、心と心ですね信頼性がやっぱり、そのところで災害の時でもですね、安否確認にしてもつながるのかなというふうに思います。

そこんとこまた、後ほどですね、結果が出ましたら教えていただければというふうに思います。

それでは次の質問に移らせていただきます。

障害者、高齢者の医療費給付の申請の問題なんですけれども、この件につきましては、障害を持った子供さんの親御さんから、県の方の、県議の方のですね、お電話がありまして、私の方にもありまして。

それから何人ががちょっと苦情っていいんでしょうか、あら困ったね、というところで電話があったというところなんです。

そこでこのサービスの利用の計画の申請に当たっては、まず、その国の方が、その制度サービスといたしまして、このサービス利用計画案とするには、するときには、相談支援事業が必ず行うというふうになっております。

そこで、その県議とも話したんですが、長崎市と長与町だけがなんかそのようにはなっていないということですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

基本的には、平成24年10月から福祉サービスを利用される方には、計画を立てて、

適切なサービスを受けられるようにですね、なっております。

先ほど長崎市と長与だけっていうのがどの部分をおっしゃってるのかなと考えると、ころなんですけども、事業者さんの方ですね、お願いをするのが大変といたしますか、利用する前に、事業者さんの方にお願いをしますと、計画を立てるために、1回お話し合いをしに出向いたりとか、その部分かなと思いますので、そういうのが大変だっていう方にはですね、セルフプランというところで本人さんの方でご自分で計画を立てて、それを利用計画の計画書に変えるということが出来ます。

その記入の仕方等もですね、窓口の方等でこちらの職員の方と相談員の方ですね、記入の仕方等指導しまして、対応してるところになります。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

あのですね、この国の制度は、その特定、サービス利用者がサービス等利用計画作成をするときには、指定特定相談支援事業所が必ず作成するというふうな、こうなってるんですよ。

だけど、長与町としては、どちら、その事業計画をその事業者がするのか、セルフプランとして本人がするのかという選択制になってるといふところなんですよね。

それで、やはりその曜日が月曜からその曜日を何時から何時までは何を、何時から何時まで何曜日は何をするというのはずっと計画をしていかなければなりませんよね。

非常に障害を持った子供さんの親御さん、ただでさえ忙しいのに、そういったものを自分で計画して作成していくっていうのは非常に何かこうもう大変だっていうところですね、なんか言われたんですけども。

そのあたりですね、やはりどうしてそのような形でサービスのセルフサービスとなったのか、というところはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

基本的にはセルフプランではなくて、指定の事業所さんの方に行きまして、計画を立ててくださいということをお願いしております。

その際にその事業所の方に行って、手続きをするのが大変だっていう方に限ってですね、セルフサービスっていう手もありますよってことで御案内をしております。

基本的には、指定の相談事業所さんの方を御案内をいたしまして、適切に利用計画書を作成をしていただくようお願いをしているところです。

以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

あのですね、県議会でも同じようなこの内容で質問があったみたいなんです。

それで理事者の答えが、人口の多い市町村はサービスが追いついていないという回答があったそうです。

それについてはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

始まった当初、平成24年の10月の頃はですね、相談を受ける事業所の数っていうのが非常に少のうございました。

その対処が少ないっていうところで計画を必ず事業所さんにも願いをしなくても、セルフプランということで、言ってみれば足りないところをセルフでっていうところになります。

ただ、長与町の方では、長与町の事業所さんに限ってではなくって、県内の指定をしてるところの事業所さん全て使うことが可能ですので、今は随分増えてまいりました。

どこの市町村も今はサービス、相談支援事業所の方にですね、願いをしまして、計画の方は立てていただくようお願いをしているところです。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

それでは、事業者や支援員の不足というのはないというふうに理解してよろしいわけですね。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

この計画策定につきましては、本人の負担というのは全くありませんで、全てあの保険の方で見るとな形になっておりまして、できないってことは全くございませんので、皆さんに同じようにですね、計画の方立てていただければと思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

その中でやはりこういった苦情が出たというのは、いかがなものかなというふうに思うわけなんです、そこで、セルフプランを選択した方というのが、今回何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

今全体で、福祉サービスを利用してる方が232名いらっしゃいますけども、計画を事業所に立てていただいた方が129名、左のうちのセルフプランをされた方が37名っていうことになってます。

セルフプランの方を決してお勧めしているわけではなくて、まずは事業所の御案内をさせていただいております。

ここにこういう事業所はありますよっていうことで、まずはですね、適切な、サービスの利用ができるように、事業所の方で相談をしてくださいということをお願いしております。

ただその事業所に行くのが大変だよっていう親御さんがですね、お仕事の関係等で、ちょっと事業所まで出向くのが大変だわっていう方にはですね、ではセルフプランって言う手もあります。

っていうことで、その場でですね、記入をしていただいているっていうところです。

いろんな事業所さんですとか、長与町の方でお願いをしている、相談事業所サービスさんですとか、障害者の相談員さんですとか。

私もですね、どういった苦情がでているのかなというところでお尋ねをしたところなんですけれども、ちょっとこちらの方には届いてなくて。

具体的にどこの部分だったのかなと思ったんですけども、計画を立てないといけないうところが苦情の基だったのかなと思ってたんですが、セルフサービスを立てるのが大変だということであれば、尚更ですね、事業所の方を活用していただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○福祉課長（村田ゆかり君）

了解いたしました。

キメ細やかなですね、やはり対応、その人一人一人のですね、事情がありますので、そういったキメ細やかな対応をしていただければというふうに思います。

成長期の子供達はですね、定期的にモニタリングが必要となります。

そしてまた子供達の成長の変化に合わせたサービスが必要となりますので、そういったところは、子供達の育成というところで、障害を持った子供達ということで、どういうふうにお考えになりますか。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

モニタリングというのが非常に大切であるというふうに私も認識しております。

ですから尚更ですね、セルフプランであればモニタリングっていう部分が出来なくな

ってしまいますので、適切に事業者、相談事業所の方ですね、利用していただいて、モニタリングを受けていただき、その子供さんに合ったですね、サービスを受けていただけるようお願いをしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そうですね。

支援員がやはりそのところのモニタリングをするには重要だと思うんですね。

子供さんに合ったやっぱりその支援員の一人一人のニーズに合った支援策というのを作成していかなければなりませんので、その強化を図る必要があると思います。

そのあたりはどうでしょうか。

どのように強化を図ってくるか。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

そうですね、保護者の方は大変お忙しいというのは重々わかってはいるんですけども、まずは相談支援事業所の方に出向いていただいて、そこで計画を立てる際にですね、その子供さんに関わる色々な事業所の方が集まって、ケア会議をしていただけるんですね。

その中で、その子供さんにとって、ここの事業所はこの部分を担っていただきましょうとか。

この半年間で、こういう目標を持ってこういうサービスを届けましょうということをそのケア会議の中で話し合いをしていただくような形になってまいります。

ですから、なるべくセルフプランではなくて事業所の方を活用いただければというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

了解いたしました。

キメ細やかなまた対応をしていただければというふうに思います。

それでは、福祉医療費の現物給付の方に移りたいと思いますが。

今福祉障害者、福祉医療の検討委員会の方で検討されるされてるところでありますけれども、現在は精神1級の方のですね、現物給付ということと、子供たちの乳幼児の医療費、医療費の助成というのがされております。

また、障害者については、今現在償還払いというところで窓口で領収証をコピーを1回1回して、そしてそれを申請書を持って申請をするというところで非常に複雑なところであります。

それで、長与町町長の答弁では今、要望されてるということでありましてけれども、これは本当に私も数回ですね、何年も前からちょっとこのことは言って要望しておりますけれども、現在障害者、対象となる障害者の数というのはお分かりになりますか。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

はい、今障害者の福祉医療費の受給をされてる方637名になります。
以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

そしてまた現物給付になるとするならば、この手続きの事務的な経費というものはどのくらい見込まれますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

経費の部分につきましてまずシステムの改修が必要になってまいります。
あと、申請、そうですね、今から申請書っていいですか受給者証の取替えをしていただかないといけませんので、その御案内ですとか、そういうところを含めると、そうですね、100万程は掛かってくるのではないかなというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

100万ぐらいシステムの改修と、受給者証の発行というところにかかるというところではありますが、現実的に非常にやっぱりこう、困難な手続きというところもありますので、これは県との関わり合いもありますので、早急にですね、やっぱり対応していただくべく要求をしていただきたいなというふうに思いますが。

再度、今現在、具体的な話というのはまだないというところであるでしょうけれども。再度もう一度お聞かせください。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

長与町の方ではですね、ずっと現物給付をお願いをしますということでは来てるところです。

ただ県内、色々ありまして、現物給付よりも先にですね、対象者の方を拡大してはどうかとかなですね、いろんな意見が出ておりまして、なかなかこう、全ての町がですね、

合意に至っていないというところです。

長与町の方では、これからも引き続き現物給付のお願いをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

よろしくお願ひいたします。

窓口の簡素化、利用者の利便性に繋がることですので、よろしくお願ひいたします。

それから、福祉サービスの一つとして、今、助成のタクシーチケットがございます。

先ほどの町長の答弁では、ガソリンチケットは考えていないというところで答弁がありました。

しかし、このガソリンチケット、長与町ではですね、今、12枚、500円の12枚から24枚というところで、1万2,000円というところなんです、1人当たり。

昨年度の、現在、昨年度のタクシーチケットを何人の方に配付して、その消費した金額はお幾らでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

対象者の数が約400名おまして、実際に利用されたのは、約半数になっております。

○議長（内村博法議員）

はい、村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

助成金額にしまして、52万6,550円になっております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

400名対象者で200名利用で52万6,550円ということなんです、これは、タクシーチケットで、長崎市みたいにですね、これはタクシーチケット、バス、電車、ガソリン券、さまざまな選択できるんですよ、これも対象者1級から3級というところなんです、で、長与町は1級2級、ですね。

そして時津町の場合は対象者、手帳を持ってる手帳の所持者全員なんです、時津町はですね、となってるんですけども、やはり、タクシーチケットとガソリンチケットは、予算としては、変わらないと思うんですよ。

実際その同じ、枚数チケットを配るとするのは。

そのあたりいかがなんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

はい、福祉タクシーの場合には確実に障害者の方が乗られまして、お支払いという形になってまいりますけども、ガソリンチケットの方はですね、一旦交付をしてしまいますと、どなたが使ったか、ガソリンチケットが、というところがまず一つわからないって部分でちょっとまだ、長与町の方では福祉タクシーだけで、利用をさせていただいているところです。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

どなたが使ったか分からないというか、それにはチケットと、ガソリンですよ、ガソリン業者のところ、その同じ番号をタクシーチケットと同じように控えて、そしてそれを交換するときに控えていただくというふうな形で役場に申請をするときにですね、できると思うんですね。

なんか、その他に、そういった、不都合というのはあるんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

ガソリンを給油をする場合に、ご本人さんが入れられても、その後の利用の仕方っていうのがちょっと不確定というところで、今申し上げたところなんですけども、あと、町内にそのガソリンスタンドの人が居る所のガソリンスタンドの数というのも、ちょっと少ないね、というところも一つ原因の方に挙げられるかなと思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

利用の仕方が不確定と、ガソリンスタンドが少ないと。

そこはガソリンスタンドは長与町は少ないので、長崎市近辺あたりですね、そういうところで利用も、契約する時に可能じゃないかなというふうに思いますが。

いかがですか。

○議長（内村博法議員）

松浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（松浦篤美君）

このガソリンチケットは確かに検討課題ではあるかと思えますけども、ただ、スタンドになりますと、長崎市内、時津、全てのガソリンスタンドと契約しないとイケないということになりますので、町内では、今の段階ではそこまで広げて契約はなかなか難し

いんではないかというふうに考えております。

尚且つ、まだガソリンの方でやってる所は長崎市、大村市の2箇所ぐらいだと思いますので、今後の周りの状況見ながら、検討する課題ではあるかというふうには思います。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

はい、そうですね。

高齢者の方達は結構タクシーチケットというのはよく御利用されると思うんですが、障害者の方達というのは、若い方達もそうなんですが、ほとんど耳に、私のところに入ってくるのは、やはりあの、車を持って皆さん運転されてますので、それで通勤にしても何にしても、日常生活にしても、皆さんやはりそのタクシーはなかなか使わないのよね、って。

本当に不自由なんだよねというところで、やはり、何とかしてくださいというところで声がかかなりあるんですよ。

障害者の方達。

だから、そういうところでやっぱりニーズの多様化っていいんでしょうか、その色んな形でまた皆さんの利便性も考えて、そういったところをね、これから、あの考えていたきたいなというふうに思います。

それからじゃ、次に行きます。

高齢者、視覚障害者の為のバリアフリーのP I C Sの設置についてですけども、先ほどあの、町長が答弁されましたように、長崎県で10箇所ですね、設置をしております。

これですね、一昨日ですね、時津警察署の方にですね、現場を視察させていただいて、一緒にお話を聞いて見学したんです。

P I C Sについて、私初めて知ったんですけども。

ご存知でしたか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

私もですね、安部議員の御質問状を見てですね、そしてインターネットで調べました。

そしたら、今おっしゃるように信号機の所で、その杖でね、反応して、声が音声で、渡れます、今止まって下さいとかっていう、出るということで。

それは私もこの安部議員の質問によって知りました。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

一般の普通の方達はですね、なかなかこれ知らないんですね。

皆さんですね。

そしてあの警察署の方も言っていましたけども、本当に音が、これ、音声システムで、ピヨピヨカッコーという名前だそうです。

ピヨピヨカッコーって何ですかって言ったら、片方でピヨピヨピヨピヨってなってるんです。

そしたら、青信号になって今度は赤信号になった時、カッコーカッコーって反対側の信号でなってるんですね。

で、音だけは知ってたんですけども。

そして、私が車いすにつけてる、ステッカーですね、その反応で鳴るわけなんです。

そしたら、ここは西彼郵便局前です、時津町西彼郵便局前です。

ってちゃんと教えるんですね。

そして今赤になりましたので止まって下さい。

赤になってます。

で、青になったら、青になりました。

渡ってください。

とちゃんと信号お知らせしてくださるんです。

それで私も初めて分かって、こんな便利なものがあつたのかというふうに思いました。是非ですね、今あの最初につけたのが時津の西彼郵便局前ということで、当時300万円かかったんですね。

管轄が県の公安委員会です、町の持ち出しはないんですね、もちろん。

それで、26年度は、長崎市がちょっと二つつけてまして、長崎市の市役所前250万円。

今250万ですみます。

それで、設置されたそうです。

27年度は、予算はなかったそうなんですけども、是非ですね、これは本当に視覚障害者、高齢者の方達には非常に便利なものだと思うんですね。

そしてまた、長与町だったら例えば警察署の前の交差点ですね、4カ所ですね、あそこが1番人通りも多くてベストじゃないかなというふうに思いますけれども。

どうでしょうか。

申請をしていただけないでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今議員おっしゃるように、確かに健常者ではあんまり感じなくても、やっぱり目の不自由な方っていうのはそういうことを望まれると思いますので、私もそういったことが

あればですね、是非行ってですね、長与町の方にも取り付けをしてほしいという旨のですね、お願いはしたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

はい、有難い言葉なんですけれども。

現在、時津町、長崎市、諫早市、県立運動公園の方ですね。

大村市、島原市、みんなついでるんですね。

ついてないのが長与町だけだということ。

非常にこれはやっぱり障害者の為には、視覚障害者、高齢者の為にはですね、こういう便利なものをですね、やっぱり利用しない手はないんじゃないかというふうに思いますので。

今年度はなくても、来年度28年度予算として、今から要望していただければですね、その予算が県の方でつけていただけないかなというふうに思っておりますので、再度、いかがですか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

わかりました。

あのね、できるだけ私、とれるようにがんばってみたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

それでは、よろしく願いいたします。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

場内の時計でですね、15時10分、

○議長（内村博法議員）

休憩いたします。

15時10分まで休憩します。

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し一般質問を行います。

通告順10、山口憲一郎議員の①公共施設の老朽化対策について、②農業政策の充実についての質問を同時に許します。

12番、山口憲一郎議員。

○12番（山口憲一郎議員）

皆さん、こんにちは。

本日最後の質問となります。

お疲れと思いますけども、しばらくお付き合いを願いたいと思います。

質問に入る前にですね、修正をお願いしたいと思います。

大きい1番の4番目になります。

町の公共施設等総合計画としておりますけども、総合の後に管理、総合管理計画としていただきたいと思います。

それでは、早速質問に入ります。

公共施設の老朽化対策について。

町の公共施設については、お年寄りから子供まで幅広く活用されており、福祉施策の効果的な推進に大きく貢献してきましたが、設置されてから相当な年月が経過し、経過した古い施設や設備の多くあり、適切な対応が必要と思われれます。

また、施設の老朽化については、26年度・27年度の施政方針で老朽化した公共施設のインフラ整備など、多額の財源を必要とする事業が考えられ、今後とも大変厳しい財政運営が続くと予想されると、されております。

財政健全化を堅持していく中では、必要性や緊急性を見極めながらの対処が必要と思われれますが、老朽化への対策は、現状ではどのように進められているのか、さらに、高齢化や少子化に伴う環境の変化に、老朽化の進む公共施設はどう対応していくのか、以下の項目について町の考えをお聞きいたします。

- (1) 公共施設の老朽化対策についての基本的な考えはどうなっているのか。
- (2) 中尾城公園の施設について老朽化対策はどのようになっているのか。
- (3) 各公民館の老朽化対策はどのようになっているのか。
- (4) 町の「公共施設等総合管理計画」はどのようになっているのか。

大きい2番、農業政策の充実について。

町の農業については、農業従事者の高齢化や担い手不足が益々進んでおり、それに伴い、耕作放棄地の増加や、農家数の減少も顕著となっております。

これらの課題解消に向けては、さまざまな対応施策が検討されていますが、地域農業の活性化に向けて、早急な対策が強く望まれるところです。

また、電気柵での痛ましい事故が発生しましたが、農業の安全施策については、行政の支援が必要と思われれますので、次の4項目について、町の考えをお聞きいたします。

- (1) 町の農業従事者の高齢化、担い手不足についてどのように対応するのか。
- (2) 遊休農地の課税強化施策についてどのように考えているか。
- (3) 農業所得の向上にどのように取り組んでいるのか。
- (4) 農業の安全対策についてどのように考えているのか。

以上、質問をいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは今日最後の質問者であります山口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1番目1点目の公共施設の老朽化対策に関する基本的な考え方ということでございますけれども、過去に建設されました公共施設がこれから大量に更新時期を迎えるその一方、地方公共団体の財政状況は厳しく、今後これらの施設の更新、維持管理の継続が自治体における大きな課題の一つであることは、御指摘のとおりであります。

本町におきましても、昭和40年代から60年代にかけて、学校とか町営住宅、あるいは、勤労青少年ホーム、働く婦人の家等々ですね、集中して建設をされました。

老朽化による維持管理、修繕等にかかる経費が、今後ますます増大することが見込まれております。

町といたしましては、今後の人口の動向、住民の施設に対するニーズなどを見ながら、老朽化した施設の廃止や統合なども含めた公共施設の適正配置、こういったものに努めてまいりたいというふうに思っております。

そしてまた、長寿命化が可能な施設につきましては、できる限り、長寿命化に努めまして、建替えなどの経費が一時的に集中しないようにですね、平準化を図っていききたいと。

また未利用施設、未利用地の有効活用を図ることを基本的な考え方としましてですね、今後とも取り組んでまいりたいということです。

2点目の中尾城公園の施設老朽化対策でございます。

当公園も開園からですね、既に20年が経過しております。

主な施設でありますエアロブリッジ、スロープカー、スパイラルスライダー、これは毎年定期的にですね、専門業者において保守点検を行っていただいております、劣化が見られる部品等は、その都度、交換しておるといような状況であります。

また、エアロブリッジの床板もですね、点検の際、ひび割れや反り等がですね、大きい場合は、逐次、交換しておるといことでございます。

今後も施設の機能維持、安全性の維持に向けてですね、事故がないよう、万全を図っていききたいと思っております。

3点目の各公民館の老朽化対策でございます。

本町の公民館も全国的な傾向と同様にですね、先ほど申し上げましてから昭和40年代からずっと建設されておるわけでありまして、施設の老朽化が進行してですね、屋根の劣化による雨漏りとかですね、空調機器、電気設備トイレの修繕等々がですね、年々増加している傾向にあります。

このため、公民館は大規模な改修あるいは建替え等の検討時期を迎えていると考えております。

厳しい財政状況を考慮しましてですね、公民館の整備につきましては耐震化等による施設の安全性の確保、高齢者や障害者など、利用者の利便性の向上及び改修等による施設の長寿命化を図るための計画的なですね、整備を行うことが重要ではないかなと思っております。

ただし、公民館のみならずですね、早急に町全体の公共施設等の状況把握をいたしまして、長期的な視点を持ってですね、更新とか統廃合、長寿命化などをですね、計画的に行うと。

そういうことによって、財政負担を軽減、平準化していき、公共施設等の最適な配置と管理・運用をですね、実現していきたいと考えております。

4点目の公共施設等総合管理計画でございます。

人口減少社会ありましてですね、今後、こういう公共施設等の需要が変化していくということが予想されることでございます。

そういった意味で、長期的な視点でですね、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うと。

そういうことによりまして、財政負担の軽減、平準化、そして施設の最適配置を実現するためにですね、平成28年度までに、公共施設等総合管理計画、これを策定するように、総務省からも求められているところであります。

本町といたしましても早期に策定すべきものと考えますが、その前提となります今後の人口の動向ですね。

そういったもの、総務省の策定指針においても「今後30年程度の総人口、年代別人口見通しとこれを分析した上で策定する」ということにされております。

現在、「長与町まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定の前提といたしましても、当然その「長与町人口ビジョン」というのについてもですね、策定作業がいろいろございます。

従いまして本年度はこの人口ビジョンの策定に取り組みまして、これを基に来年度公共施設等総合管理計画を策定したいというふうに考えております。

次に、大きな項目の農業施策の充実でございます。

まず2番目1点目の町の農業従事者の高齢化、担い手不足について、どのように対応するかというご質問でございますけれども。

本町の農業を取り巻く環境というのは、生産資材の高騰あるいは販売価格の低迷など

です。不安定な農業経営が継続しております。

また、若者の他産業への流出、農家の担い手が減少しまして、平成22年度の農林業センサスでは、65歳以上の農業従事者が占める割合は、本町の場合、62%となっております。

また、新規就農者につきましても、農業始めるに当たりましての農地の確保、あるいは農業機器の導入等初期費用が必要でありまして、結果としまして就農までには至っていないのが現状でございます。

町といたしましても、本町農業を次世代へ継承し、担い手を確保するため、担い手への規模拡大など集中的に支援をすることが急務な状況であります。

農地の基盤強化のために、「小規模基盤整備」や「農道等整備補助金」、柑橘との複合経営を図る「施設園芸育成対策事業」などの支援を行いまして、農業所得向上に繋がる取組みを継続して行っていく必要があります。

また、集落のマスタープランとなりますところの「人・農地プラン」におきまして、持続可能な集落内の強い農業の担い手としまして位置付けている、農業後継者あるいは認定農業者、先導的農業者の育成についても、支援を引き続き行ってまいりたいと思っております。

なお、お盆や年末年始に帰省される若者、あるいはUターンされる方々を対象にいたしました就農相談会を平成25年度より開催をいたしておりますけれども、新規に就農を希望される1名が、今年9月より就農に向けて必要な技術習得の研修に取り組まれることになっておるところであります。

今後も少数ではございますけれども、県や農業委員会、農協並びに県立農業大学等々とですね、連絡を取り合いながら担い手の確保、やっていくということでございます。

2点目の、遊休農地の課税強化施策でございます。

遊休農地に対する課税強化につきましては、国におきまして、遊休農地の解消に向けた方策としましてですね、検討がなされているように伺っております。

この件につきましては、具体的に県および町への説明がまだあっていないという状況でございますので、今後、国の動向を見守ってまいりたいというふうに思っております。

3点目の農業所得の向上にどのように取り組んでいくかということでございますけれども、本町の基幹作物であります柑橘につきましては、輸入農作物の増加による販売価格の低迷、あるいは産地間競争による生産コストの増加など厳しい農業経営がなされておるのは、実態としてあるわけでございます。

このような中、柑橘農家の所得向上に向けた取組みといたしまして、消費者ニーズに即した高品質化に向けたブランド化による指定園制度の推進、それとミカンの長期貯蔵による市場への出荷時期を調整する「冷風定湿貯蔵技術」をこの農協とか関係機関との連携により、普及を図り、高単価販売による農業所得の向上に繋いでいきたいというふうに思っております。

また食の安全・安心による地産地消の高まりによりまして、都市近郊によります複合型農業の取組みにより、年々売り上げ伸ばしております農産物直売場への野菜、花きの販売などもですね、今後とも「畑作物拡大事業」とか、あるいは「落葉果樹等苗木購入補助」の支援を継続して行ってまいりたいと思っております。

今後の新たな取組みとしましては、議員ご承知のとおりオリーブの搾油によります加工品の開発、これを行いまして、商品化に向けた取組みをですね、平成28年度より行ってまいります。

これらの取組みによりまして、オリーブに作付けの拡大を図りまして、新たな農業所得の向上、そしてブランド的にですね、これを位置づけて、伸ばしていきたいというふうに考えてます。

4点目の農業の安全対策でございます。

先ほどおっしゃいました電気柵の事故等々ございましたけども、この農作業を安全に行い、農作業の事故を防止することが、農業生産の振興、あるいは農業経営の安定を図る上でですね、更には農業の持続的発展と農村の振興を図り、将来にわたり食料の安定供給及び多面的機能の発揮を確保していく上でですね、重要なことであるというふうに認識をしております。

このためにも、本町におきましても長与町農作業労働災害対策協議会と連携をいたしました「農作業の労働災害防止説明会」それから「労働者災害補償保険」の加入促進に伴う事故防止の啓発というものもあわせてやってきたいというふうに思っております。

また、長崎西彼農協の農業まつりの開催期間中にですね、長崎、諫早、長与、時津による2市2町、それと県央振興局並びに農協で組織をしております、長崎西彼地域雇用労力支援協議会主催によります「労務管理能力向上研修会」を開催し労働安全管理あるいは農業機械を利用した農作業の安全対策について研修を深めているところでございます。

なお、農協におかれましては、長与柑橘部会の支部研究会、野菜栽培講習会の開催時にですね、農作業並びに農薬使用に伴う指導などが行われているところでございます。

今後も春や秋の農作業が増えてくるとともに、農業機器を使用する機会が増える時期にですね、「広報ながよ」などを通じてですね、広く周知も図っていきたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

ただいま回答いただきましたので、順を追って質問をしていきたいと思っておりますけども。結構、丁寧に回答していただきましたので、ちょっとこう、どこをすればよいか迷っておりますけども。

1番目の質問をさせていただきます。

老朽化の基本的な考えとして、先ほども答弁の中にありましたけども、住民の人口の動向。

そしてまた、住民のニーズの多様化ということでありましたけども。

具体的にどのようなことを考えておられるのか。

御質問を、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

公共施設等総合管理計画という言葉を使ってですね、ちょっと説明をさしていただきたいんですが。

平成25年にですね、国が一步先んじまして、インフラ長寿命化基本計画というのを策定しております。

これは国のインフラとですね、それと地方の公共施設の長寿命化計画を求めるというものがここで規定をされておまして、必要性としてですね、3点程ございます。

過去に建設された、過去の高度経済成長の際にですね、建設された公共施設が、日本中の話ですが、大量更新の時期を今後迎えていくと。

これが、地方公共団体の財政を逼迫すると。

で、2点目が人口減少等による公共施設の利用需要が今後変化していくであろうということに対応するためですね。

3つ目が市町村合併後の施設全体の最適化の必要性が生じたと。

これは本町にはあまり関係がないと。

これは一般的な観点でございます。

これを本町に当てはめたときにどうなのかということですが、やはり、1点目のですね、過去の高度経済成長時の公共施設が、今後大量に、やはり更新もしくはその修繕の必要が出てくるというところが一つございます。

人口減少はですね、現在策定中のですね、長与町人口ビジョンの結果を見ないとですね、詳細は、この場では申し上げられませんが、人口が減らないような策を今後ですね、打っていくという中で、それと本町が非常にコンパクトであるという特性の中でですね、利用需要の変化はあるでしょうけれども、廃止統合という形にはなかなかないのではないかなというところ、現状感じておるところでございます。

本町は合併をしておりませんので、それによるですね、統廃合というのは想定できないと、考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

私はですね、ここで聞きたかったのですね、公共施設については色々修繕とか補修とか一緒ですけども。

屋根の修理とかは、していただいておりますけども。

今こういう公民館施設を使う人の、やはり、やっぱりスポーツ、今まで過去にしようたスポーツが変わってきたとか、その、やっぱ、人間の変化でですね、いろいろなこう、なんていうかな、種類のですね、とにかく変わってきてるんじゃないかなと、そういった意味で、いろいろなことを考えてしなくてはならないんじゃないかということで質問をさせていただいたんですけど、ちょっとこう、口下手でうまく言えませんが、一つ応じて答えをお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

大変失礼をいたしました。

人口はですね、そういう形ですが、ただ、本町においても今後高齢化がですね、進んでいくことは間違いございません。

ですので、現在のスポーツ施設が今後もですね、同じ形態で活用したほうがいいのか。それとも、一定ですね、スポーツの種目、の変更等も考慮する必要があるのか。

それと、各種公民館等についてもですね、例えば身近で、軽スポーツができるようなというような御要望などもですね、過去においてもいただいておりますので、そういった観点ですね、今後必要になってくるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

ありがとうございます。

先ほどからずっと出ておりますけども、老朽化の施設の体制についてはですね、先ほどから計画的にこう実施されているということでもありますけども、見直しにはですね、建屋とか設備だけでなくですね、新たな備品、用具など、現状に見合った対応が必要となってくるんじゃないかなと思いますけども。

その辺はいかがでしょうかね。

○議長（内村博法議員）

松尾企画振興部長。

○企画振興部長（松尾義行君）

今回、御質問いただいておりますのは、公共施設等総合管理計画ということでございましたので、これは対象になりますのはこういった庁舎でありますとか、建屋、それから道路とか上下水道。

そういったインフラといいますか、そういったところにかかることでございまして、対象はそういったものでございますので、その建物の中にある備品についてどう思うかということでございますけども、これは例えば建物を建て替えるとか、そういった時にそういうニーズを見ながらまた更にその中に置くものも、こういったものを置いていくかというようなことを考えていくことになると思います。

以上です。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

私は、今回はですね、そういったその、さっきも言いましたように、屋根の修理とか、増築というよりもそういった中身のことをちょっと聞きたかったもので、最初に、基本計画、管理計画についてはまた4番目に上げておりましたので、基本的な考え方ということで、さしていただいたわけでございます。

下の、結構詳しく、説明をしていただきましたけども、多分、色んな基準になるのがですね、やっぱり老朽化、とか、利便性とかいうことになってくるんだと思いますけども、老朽化した一つの基準として、50年経った建物があると思います。

その辺はどのように考えておられますか。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

本町におきましてもですね、非常に老朽化している施設がございます。

ちなみに古い順に申し上げますと、長与町図書館、旧長与町の庁舎ですね、これが57年、になろうかとしております。

次に古いのがですね、ふれあいセンター健康センターの50年、次が、高田小学校48年、長与町公民館47年、高田地区公民館40年、洗切小学校38年ともう次から次とですね、こういった形でですね、もう40年を迎えようとしている状況でございます。

で、現状はどうかといいますとですね、やはり雨漏りであったりですね、いろんな不具合が生じた、それをその時々ですね、モグラ叩きのように対応しているという状況ですが、これをですね、長期的に診断をして、それと方針を策定をしてですね、ということがもう避けて通れないという状況になっているというところでございます。

以上です。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

その辺はよく分かりました。

それではですね、そういったことは分かるんですけども、今度は色んな環境の変化に

おく、伴いですね、ICT、電子化等なんかもあるわけで、そういったこう、新たな、機器やこう、システムの導入のように効果的な施設としてですね、利用も多くなるのではないかと私はこう考えるわけですけども。

その辺は、どのように考えておりますか。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

ICTの利活用はですね、町長の、あの、公約といいますかね、その中でも大きく謳われておるところでございます。

現状としてはどうなのかということですが、各公共施設がネットワークで結ばれているという状況にはなかなか言えないわけではございますけれども、今後ですね、図書館の整備などを契機としてですね、町内の公民館からですね、図書の予約貸出返却ができるような、1番わかりやすいのはそういったシステムですけども、それを含めた有機的なですね、ICTの活用を今後考えていく必要があるかと考えております。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

施設の老朽化についてはですね、まずは安全性の確保を、第1に優先しながらですね、利用者の声にしっかりと耳を傾けていただきたいと思っております。

特に、高齢化が進む中で、お年寄りの健康維持、また、生きがい支援、関与する施設設備にも、十分な対応をお願いをしたいと思います。

また、町の将来を担うですね、子供たちの遊び場を含めて、健全育成に資する公共施設の充実強化を期待して、次の質問に入りたいと思います。

次の質問ですけども、中尾城公園の老朽化対策についてですけども、この老朽化、設備の不具合についてでございますけども、具体的な事項といたしまして、中尾城公園のモノレールですね、故障により利用できない状況がたびたび発生しているということで、ちょっと聞いております。

この件につきましては、実態はどのようになっているのかですね、またこうして、頻発する故障について、早急に対処し、利用者の皆さんにですね、迷惑がかからないようにすべきだと思っておりますけども、どのような対応をしておられるかお聞きをいたします。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

はい。

議員御指摘の中尾城公園のモノレールでございます。

もうあの、これももう20年たってですね、最近頻繁に、近くで言えば扉、モノレールの扉、が故障して、錆とかですね、そういったところで、付け替えなくてはいけない。

それとか、あとモノレール本体、スロープカー本体の機械の面とかですね、結構、こちらの方に整備の費用、補修費用がかかってきております。

これを、また新規にするというのはもう何千万という金額で、モノレール、新規に変えるには、そういったところの見積もりも取っております。

そういったことから、どこかで、撤去も視野に入れたところで考えなければいけない時期が来るのかなっていうは思っております。

ただし、あそこがどうしても中尾城公園の上の方、文化ホールの方にですね、人も、高齢者の方とか、そういったところが乗って行かれておられるんで、今のモノレールっていう形状ではなくて、他の何とか移動できる手段を現在代替案として考えてはおりません。

だから、公園の場合はもう老朽化した場合には、ずっと随時に修繕修繕しても、先ほど、企画課長が申した通りもぐらたたき状態です。

そういったところで、どこかで、一定のラインを引いて、撤去っていう方法も考えて、そこで、新たに入れるか新規で何か他のものを入れるか、そういったところを考えていかなければいけない時期ではないかなと思っております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

今おっしゃるようになりますね、機械というのは20年経つとですね、もう故障が来ます。

人と言えば、二十歳ということであれば一番馬力があっていい時でありますけども、やはりもう機械類は、私も農機具を沢山持っておりますんで、もう20年使いません。

もてた方かなという思いがしております。

よって、もう1回来ると、またすぐどっか故障があるのですね、私も、そのような考えでいいのかな思っております。

ただその、今、利用者がですね、やっぱりこう不便になりますのですね、今もおっしゃるように、次の考えを持っていると、まだ確定じゃないんでしょうけども、もしそういったこう案があれば、今言われるところまでいっとれば無理して、そこ、私も要求はしませんけども、もし案があれば、聞きたいなと思ってるわけで、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

松邨整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

案があればということで、私個人的な案ということでお答えさせていただいてよろし

いでしょうか。

今の現状のモノレールの全て同じものでやり替えるっていうのも一つの案でございます。

もう一つは、ゴルフ場のカート、であるんですよね。

で、ゴルフ場のカートでいけば4人乗りとか、そういったとがあるんですけども、こういった有機系の施設で置かれている8人乗りとか、そういったのがございます。

感覚的に言えば、ハウステンボスにある、ちょっと古いような車がクラシックカーみたいなデザインでそういったあの電動カートというのもございます。

ただし1番問題になるのが、中尾城公園の入り口、ずっと文化ホールに上っていく、町の通路、園路ですね。

ここがかなりの勾配があるんで、そこをちゃんと上れるかとか。

考えてるのは、エンジン式ではなくて、ちょっと電気、電動カートを考えております。

こういったのも検討材料の一つではないかと思っております。

ただ、あくまでも個人的な考えでございます。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

今の案を、個人的な案でございますけども、私にとってはいい考えかなと思っておりますけども、ただ、多分私の描くのは、例えばゴルフ場にあるああいったちょっと、大き目のようなのを使うのかなというイメージですけど。

またそういった面も、考えると、坂道で、今の車道のところは行かれないわけであり、またどっかに道とか何とか作っていかなばならんとやなかかなって思うんですが。

その辺も含めて、考えを、もうわかったんですけども、一応お聞かせ頂きます。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

現在、その一つの案の、電動カートの話なんですけれども、現状の園路は上っていきます。

人も通行しながら、そこの端の方を通るっていうことを考えております。

ただ上の文化ホールに来たら今度はUターン場所とか、もう一つ上にちょっとした広場があります。

そこの所がちょっと狭いんですね。

だからそこの園路の整備っていうのを少し必要になってこようかなと思います。

だから、今の現状を大きく変えようとは思っておりませんで、安全第1の移動手段をちょっと考えております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

個人的な考えですので、多額のお金も要りますし、いっぺんには出来ないことでありますので、十分に検討して、利用者、そしてまたその管理者にとってですね、便利になるように、使い勝手のいいあれにさせていただければと思っております。

それから、もう一つですけども、先ほど、いろいろな施設については、答弁の中になりましたけども、公園にいろいろな階段等とか手すりとか、いろいろあるわけがございますけども、点検は常時しているという答弁でございました。

私はもう1点ですね、私が見た時点での、感じで言わせていただければ、文化ホール横の階段が、泥が上がったりなんかしてですね、ちょっと危険じゃないかなというふうに感じました。

それで、あの時点ではもう、元からやり直さんといかんじゃなかかなという思いがしてまいっておりますけど、その辺はどのように考えておられますか。

○議長（内村博法議員）

松邨都市整備課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

老朽化っていうのはその施設だけではなくて、当然、公園の場合は園路、樹木等がございます。

今、議員御指摘のとおり上の文化ホールの横の階段の所、当然、そこにちょっともう浮陸みたいなかんじが出て、ちょっと上がる所、段差の所が少しく凸凹とかなっております。

そういった所はもう、こちらの方でも、管理の施設で公社の方に委託をしておりますので、その中で、工事改修工事とかですね、ちょっとしたことはするように指示はしております。

もう一つは、吊り橋。

こちらの方の床板なんかですね、常時、補修をしながら、どうしても、松材なんで浮陸が出てきたりとかですね、そういったところ、反ったりとかこうしております。

そういったところも、定期点検等で指摘があったとか。

通ってみて少し、段差があるとかそういったところは、サンダーで研磨してですね、つまづかないような形では、してはおります。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

安全第一でございますので、是非ですね、そういった方向で、進めていただきたい。

今、その吊り橋のところですね、私も見に行きましたら、やはりこう修理したとこ

ろはありましたけども、これも、全面的に近いうちにはしないといけないかなという思
いですので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、公民館についてはですね、答弁の中で、修理もしていただいておりますので、
ちょっと時間も都合ありますので、飛ばさせていただきたいと思います。

次にですね、公共施設等管理計画について、質問をいたします。

全国のですね、自治体では公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の再編が行わ
れつつありますけれども、単なる、今回計画をするに当たりましてですね、単なる整理
合理化だけではなくですね、町の未来をどう作っていくのかという視点からも、答弁の
中にあったのか知りませんが、思うわけですが、その辺は町でどのように考え
ておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

議員御指摘のですね、まちづくりの観点、将来、長与町をどんな町にしたいのかとい
う観点を踏まえて、この計画を策定すべきという御意見だと思いますが、これはまさに
おっしゃるとおりですね、国もですね、三つの大きな観点を示しております。

その1点目は公共施設等の管理で、先ほど申し上げた、適切な維持管理によってコス
トを縮減して平準化していくのが一つの観点。

2つ目が国土強靱化ですね、災害対策ですね、地震とかですね、そういったものに耐
え得るようなという観点がもう一つ。

3つ目の観点がまちづくりという観点がありまして、将来のまちづくりを見据えた検
討を踏まえて、議会、住民の皆さんと認識を共有して策定すべきだと、いう国からの
ですね、要請がっております。

ですので、今おっしゃったような観点を踏まえながらですね、策定を進めていくこ
とになろうかと考えております。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

分かりました。

それではですね、次の質問ですけども、ほとんどの公共施設がですね、日常的に皆さ
んが利用するのが、長与町じゃないんですけども、他のところでも、10%程度とこ
う言われておりますけども。

長与町においては、そういったこう、施設を利用される%、わかれば、お願いしたい
と思います。

○議長（内村博法議員）

松尾企画振興部長。

○企画振興部長（松尾義行君）

施設の稼働率ということかと思えますけども。

実際のところ私どもの企画の方では施設を一切もっておりませんので、稼働率につきましてはそれぞれの所管の方で把握をしているものと思えます。

以上です。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

こういったことは国の方は、利用度を踏まえてですね、国が要請した上で、国が要請している施設面積の縮小、ということがありますけども、その辺はどのように、対応していくのかですね、質問いたします。

○議長（内村博法議員）

松尾企画振興部長。

○企画振興部長（松尾義行君）

この公共施設等管理計画につきましては最終的にはですね、国の指針とそのどういった体制で管理を推進をしていくのかとか、あと現状課題、それから、更新とか、統廃合、長寿命化、そういったところについて記載をすることになっておりまして。

最終的には数値目標というのを掲げるようになっております。

この数値目標をですね、今後どういった形を出していくかというところがありますけども、今言われるように、パーセンテージということですね、どれくらい減らしていくかということは、人口が10%減るから、そのまま10%減らすのかと、いう、そんな単純な考えでいいのかというのがありますし。

例えば今、町の場合、1番延べ床面積で言いますと、1番大きいのは、学校ということになって、延べ床面積のうち53%が学校ということになってますので、その辺を一概にこう全て10%減らせるのかというようなどこもありますので、そのあたりにつきましては、今後検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

町ですね、公共施設の老朽化は本当にもう避けて通れない問題ですけども、住民福祉に寄与する大切な役割も持ちます。

国が進める公共施設等総合管理計画についてはですね、先ほども言われますように、将来を見据えた公共施設の再生、創生の、考えですね、積極的に取り組んでいただきたいと思えます。

次に、時間もありませんので、農業の方に入らしていただきたいと思います。

1 番目でございますけども、長与町の農業従事者、高齢化につきましては先ほど答弁中でも言われておりました62%ということで、私も、あと1年ぐらいすると、この仲間入りになってしまってますね、またそれ以上に進んでくるのかなと思っておりすけども、こういった高齢化に起因する農業従事者の減少にですね、歯止めをかけるような施策は、それを検討されていないのか、お考えをお聞かせいただければと思っております。

○議長（内村博法議員）

中嶋農林水産課長。

○農林水産課長（中嶋敏純君）

お答えをいたします。

農業従事者ですね、減少に対しましてはこれといたします対策としまして、なかなか難しい現状がございます。

何と言いましても、農業経営ですね、安定化が1番ではないかと思っているところでございますが、景気の低迷が継続する中でですね、これもすぐには解決できない要素を含んでいるようでございます。

担い手となります新規就農者の育成も大変厳しい現状でございますが、先ほど町長の答弁にもございましたように、お盆や年末年始に開催いたします就農相談会を始めまして、県や農協さんとですね、連携しながら、少数ずつだと思っておりますけれども、担い手の確保にですね、今後も努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

はい、わかりました。

それから、なかなかいろんな策をとっておられますしですね、なかなかこういう後継者も新規就農も作っていくのは、大変難しいと思っておりますけども、この間新聞を見ておりましたらですね、超高齢化担い手不足ということでですね、本当にこう、私達は死活問題と思っておりますけども、この間、先ほども言いました、新聞に載っておりますけれども空き家と、農業の仕事を提供してですね、維持を進めるという活動を進めている自治体も、あるわけがございますけども。

なかなか、昨日も同僚議員が、質問しておりましたけども、空家ということで把握はしていないということでありましたけども、そういったこう、考え方もありますけども、町としては、その辺はどのように考えておられるのか。

お聞かせいただければと思っております。

○議長（内村博法議員）

中嶋農林水産課長。

○農林水産課長（中嶋敏純君）

お答えをいたします。

空き家をですね、利用していただいて、I、Uターンですかね、県外の方とか色々移住や定住していただいて、田舎暮らしと言いますか、農村の担い手対策をしまして、取り組まれている自治体もあるということは存じております。

本町におきましては、現在、空き家等の登録もですね、移住促進などを行ってはおりませんが、今後ですね、担い手の確保につきましては、大変有効な手段だと。

思っておりますので、今後、空家制度等含めましてですね、勉強させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

農業者、従事者ですね、超高齢化や担い手不足はですね、日本の農業の大きな課題でありますけども、長与にとってもですね、重大な問題ともいえます。

一昨年からですね、町の婚活。

これは私も、前、質問したときに、町長にお願いをして、農業者の未婚者の、きっかけづくりをということでお願いをし、それが、全般的ではありますけども、実現をしていただけ、大変喜んでおります。

ありがとうございました。

これはもう末永く継続していただければと思っております。

それから、先ほども出ておりますけども、Uターン促進などの対応も出ておりますけどもですね、地域と行政が一体となった、本当にこう対策が必要となってくると思いますので、今後とも、先ほど言いましたように、継続してよろしく検討を、宜しく願いしたいと思っております。

それから、次の、ちょっと2番を飛ばして、ちょっと言いたかったのが、ちょっと3番目になりますので、3番のをしたいと思っております。

農業の所得向上ということで。

担い手不足の要因の一つにですね、皆様のご存知のように農業所得の低下が考えられますが、農業従事者の減少は、食糧自給率の低下、耕作放棄地の増加にも大きな影響を与えております。

このような中でですね、町の支援策として、長与町農業支援センターが、昨年でしたかね、設立されましたけども、この農業所得の向上についての成果や課題、どのように貢献したのか、お聞かせいただきたいと思っております。

また、今後どのように運用していかれるのか、まとめて、時間ございませんので、お願いいたします。

○議長（内村博法議員）

中嶋農林水産課長。

○農林水産課長（中嶋敏純君）

はい、お答えをいたします。

これまで主な相談としましては、新規就農の相談やですね、農地の貸し借りに伴うものの。

または、有害鳥獣対策に関するもの、あとは道路水路、農地ですね、基盤整備に関するものですね。

その他、オリーブですね、振興に関するもの等、様々な御相談を頂いているところです。

成果としましては、新規にですね、就農希望される、先ほどもでましたけれども、今年9月から、研修を予定されている方ですね、県との協議をしていただいたり、それから、定年退職後にですね、就農希望された方へ農地を斡旋したりですね、それが就労につながった件がございます。

それから、農地の貸し借りでございますが、集積が3件、その他オリーブの栽培指導による生産量のアップ等がありまして、売り上げの増加に繋がっているところです。

それからですね、今後のですね、運営についての御質問でございましたけれども、今後とも、長与町の農業に関する総合的な窓口としまして、新規就農者の相談や育成並びに担い手の農地の集積、また有害鳥獣対策など、積極的に支援し、耕作放棄地の発生防止並びに、農産加工品の開発など、センターの目的であります長与町農業者皆様方の、効率的で安定的な、農業経営の安定に向けてですね、努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

是非宜しく願いいたします。

少し、具体的な事項となりますけども、先ほども、答弁の中ででておりましたけども、今回オリーブの加工施設の設置が検討、28年からということで、をしていただくということで、これは本当に町長に御礼を申し上げたいんですけども。

皆さん喜んでおられますけど。

それに併設してですね、私はお願いしたいのがですね、みかんのジュースの加工施設なども、こう検討できないかということをお願いたいです。

生産者にとってはですね、収益向上に繋がるですね、町の新たなみかんのイメージアップで効果が期待できるのではないかと。

思っておりますけど。

これはもう時間がございません。

町長、この辺はどうでしょうか。

よろしく願いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今おっしゃってるようにオリーブというのはですね、いわゆるブランド化してですね、みかんと同じような形で育てていければと思っております。

そして、その場所につきましては、オリーブの搾油機を置きますけども、その他に、今やっています、いちじくとか、ジャムを作っていますけど、ああいったものの加工というのもそちらのほうに移して、今本川内でやっていますけども、それをこちらの加工も移しまして、加工から、いわゆるその販売までですね、第6次産業化と言いましょうか、そういう形で今検討しておるところでございます。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

是非ですね、みかんの方もですね、今、個人的には、何かこう、他県にお願いをして、ジュースを、本当にみかんを作っておられます。

そういった意味では、個人的じゃなくて、全体的にそういったものができれば、皆さんが喜んで、そういったこう、収益的に上がるんじゃないかと。

皆さんが喜んでくれるんじゃないかと私は思ってるもので。

これはですね、是非、実現をしていただきたいと思って、よろしく願いをいたします。

それから、最後に、農業の安全対策についてでございますけども、今回は、いのしし、失礼しました、電気柵について、質問させていただきます。

農業の安全対策についてはですね、当然ながら、JA、行政等指導受けながらですね、農家自身がしっかりとこう、管理をしていかなければならないんですけども。

先般、鳥獣被害防止用電気柵での感電死が皆さんご存知のようにありましたけども、これはもうびっくりしております。

私達、町内でも鳥獣被害防止対策として、多くの電気柵が設置されておりますけども、その設置状況はどのようになっておりますか。

○議長（内村博法議員）

中嶋農林水産課長。

○農林水産課長（中嶋敏純君）

お答えいたします。

文書としてですね、残っております資料で、平成20年度から町の補助を活用して設置をされた方はですね、96名で、延長が84.6キロとなっております。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

電気柵の事故防止についてはですね、国の通知に基づき、県が市町村に調査依頼をしているようでございますが、長与町の状況はどのようになっていますか。

○議長（内村博法議員）

中嶋農林水産課長。

○農林水産課長（中嶋敏純君）

7月19日でしたか。

あの事故を受けましてですね、町の方では、次の日、22日だったと思いますけれども、中山間地域等直接支払制度や多面的のですね、機能支払交付金の6地域の活動組織の代表者の方にですね、集落内での設置状況とか、電源装置の調査を依頼しました。

また23日には、農林水産課職員によりまして、設置状況の現地調査をして実施したところです。

またその後ですね、先ほど申しました96名の方に、電気柵の安全の設置に関します文章と直接電話をかけまして、電源装置についての聞き取り調査を行ったところです。

結果としましてはですね、安全基準を満たした電気柵、電源装置を使用されておりました、家庭用コンセントですね、を使って使用された方は、2カ所ございました。

けれども、2カ所ともですね、基準どおりに漏電遮断機を設置されておりました、適正に使用されていたところです。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

調査はされているようですけれども、この間、農業新聞のほうにですね、8月19日の新聞でしたかね、電気柵に関する調査結果を発表したということで電気柵は少なくとも、約10万カ所あり、そのうち、7%にあたる約7,000カ所で安全対策が適切に講じていなかったということが載ってございましたけれども。

この長与町については、こういった、表示なんかは、どうなったのか。

教えていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

中嶋農林水産課長。

○農林水産課長（中嶋敏純君）

この件はですね、翌日の8月20日の新聞にですね、掲載されていたかと思っております。

町でもですね、現地調査を実施しましたところ、箇所数はですね、把握はしてないんですけども、看板の文字がですね、薄れていたり、表示がない箇所がございました。

○議長（内村博法議員）

山口議員。

○12番（山口憲一郎議員）

長与町においてはですね、今2カ所ぐらい適切どころがなかったということであり
ますけども、かなり設置運営についてはいい方でされていたのかなと思っております。

これが万一ですね、このような事故が発生したとすればですね、本当に、人の命をと
りますので、大変だと思っております。

常に注意をしておかなければならないと思っております。

それから、鳥獣被害防止は本当に農家にとってもですね、非常に重要な事柄でありま
してですね、鳥獣による対策の安全を含め、農協JA、行政が本当に協力体制をとって
ですね、こういつてとっていくのが本当にこう、今後の安全にはいいのかなと思ってお
りますですね。

是非、町もですね、リーダーシップをとってですね、こういう、こう危険がないよう
によろしく願いをいたしまして、質問を終わらさせていただきます。

ばたばたしてすいませんでした。

○議長（内村博法議員）

これにて本日の日程は終了します。

本日はこれで散会いたします。

お疲れ様でした。